

○内閣府令第 号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲

げてい
ないもの
は、
これ
を加
える。

改 正 後

(横断的義務表示)

第三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

添加物

〔略〕

- 1 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、別表第六の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。
〔号を削る。〕

- 一 加工助剤（食品の加工の際に添加されるものであって、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。以下同じ。）
- 二 キャリーオーバー（食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されないものであつて、当該食品中には当該添加物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていな

改 正 前

(横断的義務表示)

第三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

添加物

〔同上〕

- 1 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、別表第六の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。

一 栄養強化の目的で使用されるもの（特別用途食品及び機能性表示食品を除く。）

- 二 加工助剤（食品の加工の際に添加されるものであって、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。以下同じ。）
- 三 キャリーオーバー（食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されないものであつて、当該食品中には当該添加物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていな

いものをいう。以下同じ。)

[2
4 略]

〔略〕

〔2・3 略〕

いものをいう。以下同じ。)

[2
4 同上]

〔同上〕

〔2・3 同上〕

別表第三（第二条関係）

食品	農産物缶詰又は農産物瓶詰	用語	定義
農産物缶詰又は農産物瓶詰	〔略〕	〔略〕	たけのこ 缶詰又は たけのこ 瓶詰
スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、スイートコーンを詰めたものをいう。	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、アスパラガスで、形状がロングスピアード等のものを詰めたものをいう。

別表第三（第二条関係）

食品	農産物缶詰又は農産物瓶詰	用語	定義
農産物缶詰又は農産物瓶詰	〔同上〕	〔同上〕	たけのこ 缶詰又は たけのこ 瓶詰
スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、スイートコーンを詰めたものをいう。	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、アスパラガス（Asparagus officinalis L. に属する品種の生鮮な又は凍結させたどん茎をいう。以下この表、別表第四、別表第十九及び別表第二十の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）で、形状がロングスピアード等のものを詰めたものをいう。
グリーンピース缶詰又はグリーンピース瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えんどう（Pisum sativum L. (Macrocarpum 亜種を除く。) の生鮮な若しくは凍結させた種	トコーン	トコーン（Zea mays L. に属する品種の生鮮な若しくは凍結させた果粒又はこれらをクリーム状としたものをいう。以下この表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）を詰めたものをいう。

みかん缶	なめこ缶 詰又はな めこ瓶詰	えのきた け缶詰又 はえのき たけ瓶詰	マツシユ ルーム缶 詰又はマ ツシユル ーム瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、マツシ ユルームで、石突部を除去したものを詰め たものをいう。	〔削る。〕	「削る。」
	次に掲げるものをいう。	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、なめこ で、石突部を除去したもの詰めたものを いう。				

みかん缶	なめこ缶 詰又はな めこ瓶詰	えのきた け缶詰又 はえのき たけ瓶詰	マツシユ ルーム缶 詰又はマ ツシユル ーム瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えのき たけ (Flammulina velutipes Sing) の生鮮な 子実体をいう。以下別表第十九の農産物缶 詰及び農産物瓶詰の項において同じ。) で、 石付部を除去したものを詰めたものをい う。	大豆缶詰 又は大豆 瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、小豆 (Phaseolus angularis Wight) に属するも のをいう。) の完熟種実を乾燥したものを水で戻 したもの詰めたものをいう。
	次に掲げるものをいう。	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、なめこ で、石突部を除去したもの詰めたものを いう。				

パイナア		なし缶詰 又はなし 瓶詰	もも缶詰 又はもも 瓶詰	もも缶詰 又はもも 瓶詰	詰又はみ かん瓶詰
農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、 パイナア	二 〔略〕	次に掲げるものをいう。 一 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、 洋なし及び和なしの二つ割り等の形状 の果肉を詰めたもの	二 〔略〕	次に掲げるものをいう。 一 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、 ももの二つ割り等の形状の果肉を詰め たもの	一 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、 みかんの果粒状又はさのう状の果肉を 詰めたもの

パイナア		なし缶詰 又はなし 瓶詰	もも缶詰 又はもも 瓶詰	もも缶詰 又はもも 瓶詰	詰又はみ かん瓶詰
農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、 パイナア	二 〔同上〕	次に掲げるものをいう。 一 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、 洋なし (<i>Prunus communis</i> L. 又は <i>Pyrus sinensis</i> L.) に属する仁果類の完熟し た果実をいう。以下この表、別表第 四及び別表第十九の農産物缶詰及び農 産物瓶詰の項において同じ。) の二つ 割り等の形状の果肉を詰めたもの	二 〔同上〕	次に掲げるものをいう。 一 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、 もも (<i>Prunus persica</i> L.) に属する核 果類 (ネクタリン種を除く。) の完熟 した果実をいう。以下この表、別表第 四及び別表第十九の農産物缶詰及び農 産物瓶詰の項において同じ。) の二つ 割り等の形状の果肉を詰めたもの	一 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、 みかん (<i>Citrus reticulata</i> Blanco) に 属するかんきつ類の完熟した果実をい う。以下この表、別表第四及び別表第 十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項 において同じ。) の果粒状又はさのう 状の果肉を詰めたもの

ツプル缶詰又はパインアツプル瓶詰	ツプルの全形又は輪切り等の形状の果肉缶詰又はパインアツプル瓶詰を詰めたものをいう。
くり缶詰又はくり瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、くりの外皮を除去したものを詰めたものをいう。

即席めん	即席めん	ツプル缶詰又はパインアツプル瓶詰	ツプル (Ananas comosus)に属する完熟した果実をいう。以下の表(別表第十九及び別表第二十の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ)の全形又は輪切り等の形状の果肉を詰めたものをいう。
次に掲げるものをいう。	一 小麦粉又はそば粉を主原料とし、これに食塩又はかんすいその他めんの弾力性、粘性等を高めるもの等を加えて練り合わせた後、製めんしたもの(かんすいを用いて製めんしたもの以外のものにあつては、成分でん粉がアルフ	ソース缶詰又はアソースソース瓶詰	(Castanea crenata Sieb. et Zucc. 又はCastanea sativa MILLER)に属する完熟した果実をいう。以下別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ)の外皮を除去したものを詰めたものをいう。
【同上】	【同上】	混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、りんご (Malus domestica Borkhausen)に属する仁果類の完熟した果実をいう。以下この表及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ)の果肉を破碎し、適度な粘ちゅう度を有するよう調製したものを詰めたものをいう。
【略】	【略】	【略】	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、二種類以上の農産物を配合したものを詰めたものをいう。

<p>パン類</p> <p>〔略〕</p>	
<p>パン類</p> <p>〔略〕</p>	
<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>一 小麦粉又はこれに穀粉類を加えたものを主原料とし、これにパン酵母を加えたもの又はこれらに水、食塩、ぶどう等の果実、野菜、卵及びその加工品、砂糖類、食用油脂、乳及び乳製品等を加えたものを練り合わせ、発酵させたもの（以下この表及び別表第四のパン類の項において「パン生地」といふ。）を焼いたものであつて、水分が十パーセント以上のもの</p> <p>〔二・三 略〕</p>	

パン類	〔同上〕	かやく	添付調味料	生タイプ即席めん	ア化されているものに限る。（）のうち、添付調味料を添付したもの又は調味料で味付けしたものであつて、簡便な調理操作により食用に供するもの（凍結させたもの及びチルド温度帯で保存するものを除く。）
<p>パン類</p> <p>〔略〕</p>					
<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>一 小麦粉又はこれに穀粉類を加えたものを主原料とし、これにイーストを加えたもの又はこれらに水、食塩、ぶどう等の果実、野菜、卵及びその加工品、砂糖類、食用油脂、乳及び乳製品等を加えたものを練り合わせ、発酵させたもの（以下この表及び別表第四のパン類の項において「パン生地」といふ。）を焼いたものであつて、水分が十パーセント以上のもの</p> <p>〔二・三 同上〕</p>					

			ハム類	〔略〕
		ボンレス ハム	〔略〕	〔略〕
シヨルダ ー ハム	ロース ハム	一 豚のももを整形し、塩漬し、骨を抜き、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したものが、（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。	二 豚のもも肉を分割して整形し、塩漬けし、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したものが、（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。	三 「略」
次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。	一 豚のロース肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したものが、（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。	二 豚のロース肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したものが、（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。	三 「略」	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。

			ハム類	〔同上〕
		ボンレス ハム	〔同上〕	〔同上〕
シヨルダ ー ハム	ロース ハム	一 豚のロース肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したものが、（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。	二 豚のロース肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したものが、（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。	三 「同上」
次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。	一 豚の肩肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したものが、（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。	二 「同上」	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。	一 豚の肩肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したものが、（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。

ソーセー ジ	【略】	ベリーハム	たもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの
ソーセー ジ	ラックスタム	ベリーハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。
ソーセー ジ	ラックスタム	ベリーハム	一 豚のばら肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの
ソーセー ジ	【略】	二 【略】	二 【略】
ソーセー ジ	【略】	二 【略】	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。
ソーセー ジ	ラックスタム	二 【略】	一 豚の肩肉、ロース肉又はもも肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、低温でくん煙し、又はくん煙しないで乾燥したもの
ソーセー ジ	【略】	二 【略】	二 【略】
セミドラ イソーセー ジ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、塩漬した原料畜肉類を使用し、かつ、原料臓器類（豚及び牛の脂肪層を除く。ドライソーセージの項において同じ。）及び	ラックスタム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。

ソーセー ジ	【同上】	ベリーハム	くん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの
ソーセー ジ	ラックスタム	ベリーハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。
ソーセー ジ	ラックスタム	ベリーハム	一 豚の肩肉、ロース肉又はもも肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、低温でくん煙し、又はくん煙しないで乾燥したもの
ソーセー ジ	【同上】	二 【同上】	二 【同上】
ソーセー ジ	【同上】	二 【同上】	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。
ソーセー ジ	ラックスタム	二 【同上】	一 豚の肩肉、ロース肉又はもも肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、低温でくん煙し、又はくん煙しないで乾燥したもの
ソーセー ジ	【同上】	二 【同上】	二 【同上】
セミドラ イソーセー ジ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、塩漬した原料畜肉類を使用し、かつ、原料臓器類（豚及び牛の脂肪層を除く。ドライソーセージの項において同じ。）及び原料魚	ラックスタム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	【略】	ドライソーセージ	原料魚肉類を加えないものであり、湯煮若しくは蒸煮により加熱し又は加熱しないで、乾燥したものであつて水分が五十五パーセント以下の中の（ドライソーセージを除く。）をいう。
「削る。」	【略】	リオナソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、塩漬した原料畜肉類を使用し、かつ、原料臓器類及び原料魚肉類を加えないものであり、加熱し又は加熱しないで乾燥したものであつて水分が三十五パーセント以下のものをいう。

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	【同上】	ドライソーセージ	肉類を加えないものであり、湯煮若しくは蒸煮により加熱し又は加熱しないで、乾燥したものであつて水分が五十五パーセント以下の（ドライソーセージを除く。）をいう。
瓶詰ベーコン 缶詰又はベーコン	【同上】	リオナソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄四に規定するもののうち、原料臓器類（豚の脂肪層を除く。）及び原料魚肉類を加えていないもの（この表の中欄に掲げるボロニアソーセージに係るこの表の下欄二に規定するものを除く。）をいう。

「削る。」

ジ ソ ー セ ー ジ	魚肉ハム 及び魚肉	魚肉ハム	魚肉ハム	魚肉（鯨その他魚以外の水産動物の肉を含む。以下この表及び別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において同じ。）の肉片を塩漬けしたもの（以下魚肉ハム及び	【略】	【略】	【略】	【略】	【削る。】

ジ ソ ー セ ー ジ	魚肉ハム 及び魚肉	魚肉ハム	魚肉ハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	ハム缶詰 又はハム

畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、豚のも
も肉、ロース肉、肩肉又はばら肉を整形し
、塩漬したものをケーシング等に包装し、
くん煙し又はくん煙しないで、加熱したも
のをブロツク、スライス又はその他の形狀
に切断したもの詰めたものをいう。

魚肉ソーセージの項において「魚肉の肉片」という。) 又はこれに食肉(豚肉、牛、肉、めん羊肉又は家きん肉をいう。以下同じ。)の肉片を塩漬けしたもの、肉様の組織を有する植物性たんぱく(以下この表及び別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において「肉様植たん」という。)若しくは脂肪層(肉様植たん又は脂肪層にあっては、それぞれおおむね五グラム以上ものに限る。)を混ぜ合わせたものにつなぎを加え若しくは加えないで調味料及び香辛料で調味したもの又はこれに食用油脂、結着強剤、酸化防止剤、保存料等を加えて混ぜ合わせたものをケーシングに充てんし、加熱したものの(魚肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超えて、魚肉の肉片の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント以上であるものに限る。)(食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。)

魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において同じ。)の肉片を塩漬けしたもの(以下魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において「魚肉の肉片」という。)又はこれに食肉(豚肉、牛肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、家兔肉又は家きん肉をいう。以下同じ。)の肉片を塩漬けしたもの、肉様の組織を有する植物性たんぱく(以下この表及び別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において「肉様植たん」という。)若しくは脂肪層(肉様植たん又は脂肪層にあっては、それぞれおおむね五グラム以上ものに限る。)を混ぜ合わせたものにつなぎを加え若しくは加えないで調味料及び香辛料で調味したもの又はこれに食用油脂、結着強剤、酸化防止剤、保存料等を加えて混ぜ合わせたものをケーシングに充てんし、加熱したものの(魚肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超えて、魚肉の肉片の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント以上であり、つなぎの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント未満であり、かつ、植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント未満であるものに限る。)二一をブロックに切断し、又は薄切りして包装したもの

品 うに加工	〔略〕	
粒うに	〔略〕	<p>普通魚肉 ソーセージ</p> <p>魚肉をひき肉したもの若しくは魚肉をすり身にしたもの又はこれに食肉をひき肉したものを加えたものを調味料及び香辛料で調味し、これでん粉、粉末状植物性たんぱくその他の結着材料、食用油脂、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え若しくは加えないで練り合わせたものであつて、脂肪含有量が二パーセント以上のもの（以下単に「練合せ魚肉」という。）をケーシングに充てんし、加熱したもの（魚肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十分以上に限る。特種魚肉ソーセージの項において同じ。）（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）</p>
うにの生殖巣に食塩を加えたもの（以下の表、別表第四、別表第十九、別表第二十及び別表第二十二のうに加工品の項において「塩うに」という。）又はこれにエチルアルコール、砂糖、でん粉、酒かす、調味料（アミノ酸等）等（以下うに加工品の項）		

品 うに加工	〔同上〕	
粒うに	〔同上〕	<p>普通魚肉 ソーセージ</p> <p>次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。</p> <p>一 魚肉をひき肉したもの若しくは魚肉をすり身にしたもの又はこれに食肉をひき肉したものを加えたものを調味料及び香辛料で調味し、これでん粉、粉末状植物性たんぱくその他の結着材料、食用油脂、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え若しくは加えないで練り合わせたものであつて、脂肪含有量が二パーセント以上のもの（以下魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において単に「練合せ魚肉」という。）をケーシングに充てんし、加熱したものの（魚肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十分以上に限る。特種魚肉ソーセージの項において同じ。）又はこれをプロックに切断し、又は薄切りして包装したもの</p>
うにの生殖巣に食塩を加えたもの（以下の表、別表第四、別表第十九、別表第二十及び別表第二十二のうに加工品の項において「塩うに」という。）又はこれにエチルアルコール、砂糖、でん粉、酒かす、調味料（アミノ酸等）等（以下うに加工品の項）		

練りうに	において「エチルアルコール等」と総称する。)を加えたものであつて、うにの製品に占める重量の割合が五十パーセント以上のものをいう。
【削る。】	塩うに又はこれにエチルアルコール等を加えたものを練りつぶしたものであつて、うにの製品に占める重量の割合が五十パーセント以上の中のものをいう。

練りうに	において「エチルアルコール等」と総称する。)を加えたものであつて、塩うに含有率が六十五パーセント以上のものをいう。
【削る。】	塩うに又はこれにエチルアルコール等を加えたものを練りつぶしたものであつて、塩うに含有率が六十五パーセント以上のものをいう。
【削る。】	塩うに又はこれにエチルアルコール等を加えたもの又はこれを練りつぶしたものであつて、塩うに含有率が五十パーセント以上六十五パーセント未満のものをいう。

粒うに

うにの生殖巣に食塩を加えたもの（以下この表及び別表第十九のうにあえものの項において「塩うに」という。）又はこれにエチルアルコール、砂糖、でん粉、酒かす、調味料（アミノ酸等）等（以下にあえもの項において「エチルアルコール等」と総称する。）を加えたものであつて、塩うに含有率が六十五パーセント以上のものをいう。

練りうに

塩うに又はこれにエチルアルコール等を加えたものを練りつぶしたものであつて、塩うに含有率が六十五パーセント以上のものをいう。

混合うに

塩うにエチルアルコール等を加えたもの又はこれを練りつぶしたものであつて、塩うに含有率が五十分以上六十五パーセント未満のものをいう。

うに

次に掲げる科に属するうにをふく。

一　おねばふんうに科 (Strongylocent-

rotidae)

二　ながうに科 (Echinometridae)

三　らつぱうに科 (Toxopneustidae)

塩うに含有率

次の算式により算出した田介式をふく。

使用する塩うにの重量 (g) × 使用する塩うにの固乾物含有率 (%) ÷ 塩うにの基準の固乾物含有率 (%) ÷ 製品の内容量 (g) × 100

塩うにの基準の固乾物含有率 = 35%

(注) 固乾物含有率は、試料約11グラムを量り取り、摂氏百五度で五時間乾燥した後ひょう量し、試料重量に対する乾燥後の重量の百分比とする。

〔項を削る。〕	〔略〕	マーガリ ン類	〔略〕	〔略〕	〔乾燥わかめ〕
				〔削る。〕	〔削る。〕

食用油脂（乳脂肪を含まないもの又は乳脂肪を主原料としないものに限る。以下この表及び別表第四のマーガリン類の項において同じ。）に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないで作られた可塑性のもの又は流動状のものであつて、油脂含有率（食用油脂の製品に占める重量の割合をいう。以下この表及び別表第十九のマーガリン類の項において同じ。）が八十パーセント以上のものをおい

食品調理冷凍	〔同上〕	マーガリ ン類	〔同上〕	〔乾燥わかめ〕	〔乾燥わかめ〕
				板わかめ	もみわかめ

食用油脂（乳脂肪を含まないもの又は乳脂肪を主原料としないものに限る。以下この表及び別表第四のマーガリン類の項において同じ。）に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないで作られた可塑性のもの又は流動状のものであつて、油脂含有率（食用油脂の製品に占める重量の割合をいう。以下この表及び別表第十八のマーガリン類の項において同じ。）が八十パーセント以上のもの

冷凍フライ類	冷凍フライ	冷凍えび	冷凍魚フライ	冷凍えび	冷凍フライ類のうち、頭胸部及び甲殻を除去したえび又はこれから尾扇を除去したもの（細切りし、又はすりつぶしたもの）をフライ種としたものをいう。	冷凍フライ類のうち、魚（細切りし、又はすりつぶしたもの）を食用油脂で揚げたもの	一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、農林畜水産物をフライ種とし、これに衣をつけたもの	次に掲げるものをいう。
冷凍コロッケ	冷凍かきフライ	冷凍いかフライ	冷凍えび	冷凍フライ類のうち、魚（細切りし、又はすりつぶしたもの）を食用油脂で揚げたもの	二 一を食用油脂で揚げたもの	冷凍フライ類のうち、魚（細切りし、又はすりつぶしたもの）を食用油脂で揚げたもの	一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、農林畜水産物をフライ種とし、これに衣をつけたもの	供されるものをいう。
冷凍コロッケ	冷凍かきフライ	冷凍いかフライ	冷凍えび	冷凍フライ類のうち、魚（細切りし、又はすりつぶしたもの）を食用油脂で揚げたもの	二 一を食用油脂で揚げたもの	冷凍フライ類のうち、魚（細切りし、又はすりつぶしたもの）を食用油脂で揚げたもの	一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、農林畜水産物をフライ種とし、これに衣をつけたもの	供されるものをいう。
冷凍コロッケ	冷凍かきフライ	冷凍いかフライ	冷凍えび	冷凍フライ類のうち、魚（細切りし、又はすりつぶしたもの）を食用油脂で揚げたもの	二 一を食用油脂で揚げたもの	冷凍フライ類のうち、魚（細切りし、又はすりつぶしたもの）を食用油脂で揚げたもの	一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、農林畜水産物をフライ種とし、これに衣をつけたもの	供されるものをいう。
冷凍コロッケ	冷凍かきフライ	冷凍いかフライ	冷凍えび	冷凍フライ類のうち、魚（細切りし、又はすりつぶしたもの）を食用油脂で揚げたもの	二 一を食用油脂で揚げたもの	冷凍フライ類のうち、魚（細切りし、又はすりつぶしたもの）を食用油脂で揚げたもの	一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、農林畜水産物をフライ種とし、これに衣をつけたもの	供されるものをいう。

冷凍ハンバーグス	冷凍春巻	うざ	冷凍ぎよ	うまい	レツ	冷凍カツ	
次に掲げるものをいう。 一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、あんを皮で棒状等に包み、成形したもので揚げること等の加熱処理をしたもの	次に掲げるものをいう。 一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、あんを皮で半円形状、円形状等に包み、成形したもの 二 一に蒸煮し、ばい焼し、又は食用油脂で揚げること等の加熱処理をしたもの	次に掲げるものをいう。 一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、あんを皮で円筒形状、きん着形状等に包み、成形したもの 二 一に蒸煮し、又は食用油脂で揚げる	次に掲げるものをいう。 一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、あんを皮で円筒形状、きん着形状等に包み、成形したもののうちつぶしたもの（以下別表第二十二の調理冷凍食品の項において「あえ材料」と総称する。）を加えて混ぜ合わせ、俵形等に成形したもの	冷凍フライ類のうち、食肉（細切し、又はすりつぶしたもの）を除く。）をフライ種としたものをいう。	冷凍フライ類のうち、食肉（細切し、又はすりつぶしたもの）を除く。）をフライ種としたものをいう。	卵、野菜等を細切したものに調味等を行つたものに、ばれいしょ、さつまいも、かぼちや等をすりつぶして調味したもの又はホワイトソース、ブラウンソース等のソース（以下別表第二十二の調理冷凍食品の項において「あえ材料」と総称する。）を加えて混ぜ合わせ、俵形等に成形したもの	たものに、ばれいしょ、さつまいも、かぼちや等をすりつぶして調味したもの又はホワイトソース、ブラウンソース等のソース（以下別表第二十二の調理冷凍食品の項において「あえ材料」と総称する。）を加えて混ぜ合わせ、俵形等に成形したもの

冷凍ミー トボール	
次に掲げるものをいう。 一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、食肉をひき肉したもの又はこれに魚肉を細切りし、若しくはすりつぶしたもの若しくは臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（魚肉又は臓器及び可食部分の使用量がそれぞれ食肉の使用量より少ないものに限る。）若しくは肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下この表別表第四及び別表第二十二の調理冷凍食品の項において「肉様植たん」という。）をえたものに、たまねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え、又は加えないで練り合わせた後、だ円形状等に成形したもの（植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。）二 一にばい焼し、蒸煮し、又は食用油脂で揚げること等の加熱処理をしたもの項において同じ。）をえたもの	のうち、食肉をひき肉したもの又はこれに魚肉を細切りし、若しくはすりつぶしたもの若しくは臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（魚肉又は臓器及び可食部分の使用量がそれぞれ食肉の使用量より少ないものに限る。）若しくは肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下この表別表第四及び別表第二十二の調理冷凍食品の項において「肉様植たん」という。）をえたものに、たまねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え、又は加えないで練り合わせた後、だ円形状等に成形したもの（植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。）二 一にばい焼し、蒸煮し、又は食用油脂で揚げること等の加熱処理をしたもの項において同じ。）をえたもの

冷凍フライ ツシユハ ンバー グ	次に掲げるものをいう。 一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、魚肉を細切り、若しくはすりつぶしたもの又はこれに食肉をひき肉したものの若しくは臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（食肉又は臓器及び可食部分の使用量がそれぞれ魚肉の使用量より少ないものに限る。）若しくは肉様植たんをえたもの、たまねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え、又は加えないで練り合わせた後、だ円形状等に成形したもの（植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。）
	二 一に蒸煮し、又は食用油脂で揚げること等の加熱処理をしたもの 三 一又は二に具又はソースを加えたもの

類 冷 凍 米 飯	冷 凍 フ イ ル ツ シ ュ ボ	二 一にばい焼し、蒸煮し、又は食用油 脂で揚げること等の加熱処理をしたも のの 三 一又は二に具又はソースを加えたも のの 次に掲げるものをいう。
一 次に掲げるものをいう。 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品 のうち、精米（精麦又は雑穀を混合し たものを含む。）に炊き、又は蒸すこ と等の加熱処理をしたもの 二 一の加熱処理の前後に、食肉、魚 肉、野菜等の具を加え、又は加えない	一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品 のうち、魚肉を細切り、若しくはすり つぶしたもの又はこれに食肉をひき肉 したもの若しくは臓器及び可食部分を ひき肉し若しくは細切したもの（食肉 又は臓器及び可食部分の使用量がそれ ぞれ魚肉の使用量より少ないものに限 る。）若しくは肉様植たんを加えたも のに、ねぎその他の野菜をみじん切り したもの、つなぎ、調味料、香辛料等 を加え、又は加えないで練り合わせた 後、球形に成形したもの（植物性たん ぱくの原材料及び添加物に占める重量 の割合が二十パーセント以下であるも のに限る。） 二 一に蒸煮し、又は食用油脂で揚げる こと等の加熱処理をしたもの 三 一又は二に具又はソースを加えたも	二 一にばい焼し、蒸煮し、又は食用油 脂で揚げること等の加熱処理をしたも のの 三 一又は二に具又はソースを加えたも のの 次に掲げるものをいう。

衣	可食部分	臓器及び	あん	冷凍めん	類
分の蒸発を防ぎ、又は食用油脂の浸透を防ぐためにあらかじめ当該フライ種を包むものとして、次に掲げるものをいう。	膜、血液及び脂肪層をいう。	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔	二 一に調味料で味付け、若しくは油揚げ、豚肉、わかめ、ねぎ等（以下この項及び別表第四の調理冷凍食品の項において「かやく」という。）を加え調理したもの、又は調味料若しくはかやくを添付したもの い。う。 食肉若しくはひき肉したもの又は魚肉を細切し、若しくはすりつぶしたものに、みじん切りし、若しくはしないねぎその他の野菜、肉様植たん、調味料、香辛料、つなぎ等を加え、又は加えないで調製したものをい。	次に掲げるものをいう。 一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、小麦粉又はそば粉を主原料とし、これに食塩、かんすい等を加え練り合わせたものを製めんした後、蒸し、又はゆでること等の加熱処理をしたもの	で調味等をしたもの 三 一若しくは二を成形したもの又はこれにのり若しくは薄い卵焼き等で包み、調味料等を加え、若しくは焼くこと等の処理をしたもの

〔項を削る。〕

ス テ ー キ	チ ル ド ハ ン バ ー グ	皮	つな ぎ	
ス テ ー キ	チ ル ド ハ ン バ ー グ			
一 食肉（牛肉、豚肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、家兎肉又は家きん肉をい う。以下この表、別表第四及び別表第 二十二のチルドハンバーグステーキの 項において同じ。）をひき肉したもの 又はこれに魚肉（鯨その他魚以外の水 産動物の肉を含む。以下別表第四及び 別表第二十二のチルドハンバーグステ ーキの項において同じ。）を細切し若 しくはすりつぶしたもの（その使用量 が食肉の使用量を超えないものに限 る。）、牛、豚、馬、めん羊肉、山羊、 家兎若しくは家きんの臓器及び可食部 分をひき肉し若しくは細切したもの (その使用量が食肉の使用量を超 えないものに限る。）若しくは肉様の組織 を有する植物性たんぱくを加えたもの に、たまねぎその他の野菜をみじん切 りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料	小麦粉等に食塩、食用油脂等を加え、又は 加えないで練り合わせ、薄く伸ばしたもの で、あんを包むものをいう。	パン粉、小麦粉、粉末状植物性たんぱく等 で、食肉をひき肉したもの等に加えるもの をいう。	パン粉、小麦粉、粉末状植物性たんぱく等 で、食肉をひき肉したるもの等に加えるもの をいう。	一 小麦粉、でん粉等 一に脱脂粉乳、卵等を加えたもの 二の上にパン粉、クラッカー、はる さめ等をつけたもの

〔項を削る。〕	
---------	--

ル ト チ ルドミ ー ボ ー	ル ー ト ボ ー	具	つなぎ	臓器及び可食部分	二 一にソース（動植物の抽出濃縮物、トマトペースト、果実ピューレー、食塩、砂糖類（砂糖、糖蜜及び糖類をいう。）、香辛料等で調製した調味液（野菜等の固形分を含むものを含む。）をいう。）又は具を加えたもの
一 食肉（牛肉、豚肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、家兔肉又は家きん肉をい う。以下この表、別表第四及び別表第二十二のチルドミートボールの項にお いて同じ。）をひき肉したもの又はこ あるものをいう。	野菜、果実、きのこ類、チーズ等又はこれらを調理した固形状のものであつて、チルドハンバーグステーキの項一一に掲げるものに添えるもの（ソースを除く。）をいう。	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。	パン粉、小麦粉、粉末状植物性たんぱく等で食肉をひき肉したもの等に加えるもの	いう。	等を加え又は加えないで練り合せた後、だ円形状等に成形し、食用油脂で揚げ、ばい焼し若しくは蒸煮したもの（食肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超えて、かつ、植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。）

つなぎ	可食部 臟器及び	
パン粉、小麦粉、粉末状植物性たんぱく等	膜、腸、肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔、血液及び脂肪層をいう。	<p>れに魚肉（鯨その他魚以外の水産動物の肉を含む。以下別表第四及び別表第二十二のチルドミートボールの項において同じ。）を細切し若しくはすりつぶしたもの（その使用量が食肉の使用量を超えないものに限る。）、牛、豚、馬、めん羊、山羊、家兔若しくは家きんの臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（その使用量が食肉の使用量を超えないものに限る。）若しくは肉様の組織を有する植物性たんぱくを加えたものに、たまねぎその他の野菜をみじん切りしたものの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え又は加えないで練り合わせた後、球状等に成形し、食用油脂で揚げ、ばい焼し又は蒸煮したもの（食肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超え、かつ、植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。）</p> <p>二 一にソース（動植物の抽出濃縮物、トマトペースト、果実ピューレー、食塩、砂糖類（砂糖、糖蜜及び糖類をいう。）、香辛料等で調製した調味液（野菜等の固形分を含むものを含む。）をいう。）を加えたもの</p>

〔項を削る。〕

							チルドギ ようざ類							
あん	卷	チルド春	チルドし ゆうまい	チルド ようざ	チルド ようざ	チルド ようざ	チルド ようざ	チルド ようざ	チルド ようざ	チルド ようざ	チルド ようざ	チルド ようざ	チルド ようざ	チルド ようざ

で、食肉をひき肉したもの等に加えるもの
をいう。

あんを皮で包んだ後、蒸煮し、ばい焼し、
又は食用油脂で揚げたもの（これに食用油
脂、調味料又は香辛料を添付したもの）を含
む。）を包装したものであつて、チルド温
度帶において冷蔵してあるものをいう。

この表の中欄に掲げるチルドギようざ類の
うち、半円形状又は円形状に成形してある
ものをいう。

この表の中欄に掲げるチルドギようざ類の
うち、円筒形状又はきん着形状に成形して
あるものをいう。

この表の中欄に掲げるチルドギようざ類の
うち、棒状に成形してあるものをいう。

この表の中欄に掲げるチルドギようざ類の
うち、半球形状に成形してあるものをい
う。

野菜等（野菜、果実、種実、きのこ類及び
海藻類をいう。以下チルドギようざ類の項
において同じ。）をみじん切りし、若しく
はみじん切りしないもの又はこれに食肉若
しくは食用に供される獸鳥の臓器及び可食
部を細切し、若しくはすりつぶしたもの、
魚肉等（魚肉、魚肉加工品及び魚卵をい
う。以下チルドギようざ類の項において同
じ。）を細切し、若しくはすりつぶしたもの、
の若しくは肉様の組織を有する植物性たん
ぱく（以下別表第四のチルドギようざ類の
項において「肉様植物」という。）を加
えたものに、調味料、香辛料、つなぎ等を
加え又は加えないで調製したものをいう。

		レトルト パウチ食	レトルト パウチ食	カレー
		プラスチックフィルム若しくは金属はく又はこれらを多層に合わせたものを袋状その他の形状に成形した容器（遮光性を有し、かつ、気体透過性のないものであること。ただし、内容物が油脂の変敗による品質の低下のおそれのない場合にあつては、この限りでない。）に調製した食品を詰め、熱溶融により密封し、加圧加熱殺菌したものという。	プラスチックフィルム若しくは金属はく又はこれらを多層に合わせたものを袋状その他の形状に成形した容器（遮光性を有し、かつ、気体透過性のないものであること。ただし、内容物が油脂の変敗による品質の低下のおそれのない場合にあつては、この限りでない。）に調製した食品を詰め、熱溶融により密封し、加圧加熱殺菌したものという。	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下この表、別表第四及び別表第二十二のレトルトパウチ食品の項において「肉様植たん」という。）、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ等に、カレー粉、香辛料、小麦粉、食用油脂、食塩等を加え、米飯等とともに食用に供するよう調製したものであつて、カレー粉特有の香味及び辛味を主な特徴とするものを詰めたものをいう。

カレー	レトルト パウチ食	皮	つなぎ	魚肉	可食部分	食肉	臓器及び 膜、血液及び脂肪層をいう。	食用に供される獸鳥の肉をいう。				
	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下この表、別表第四及び別表第二十二のレトルトパウチ食品の項において「肉様植たん」という。）、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ等に、カレー粉、香辛料、小麦粉、食用油脂、食塩等を加え、米飯等とともに食用に供するよう調製したものであつて、カレー粉特有の香味及び辛味を主な特徴とするものを詰めたものをいう。	小麦粉に食塩、食用油脂、卵、野菜等を加え、又は加えないで練り合わせ、薄く伸ばしたもの（膨張剤等を用いて膨張させたものを除く。）をいう。	小麥粉、でん粉、粉末状植物性たんぱく等で、あんに加えるものをいう。	食用に供される魚、えび、かに、貝類その他の水産動物の肉をいう。	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。	魚肉	皮	つなぎ	可食部分	食肉	臓器及び 膜、血液及び脂肪層をいう。	食用に供される獸鳥の肉をいう。

「削る。」

「削る。」	「略」	「パスタソース」	「パスタソース」	「パスタソース」
		この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、きのこ等に、たまねぎ、トマト、乳、乳製品、食用油脂、香辛料、食塩等を加え、パスタとともに食用に供するように調製したものをお詰めたものをいう。	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、きのこ等に、たまねぎ、トマト、乳、乳製品、食用油脂、香辛料、食塩等を加え、パスタと一緒に食用に供するように調製したものをお詰めたものをいう。	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、きのこ等に、たまねぎ、トマト、乳、乳製品、食用油脂、香辛料、食塩等を加え、パスタと一緒に食用に供するように調製したものをお詰めたものをいう。

「のものとどんぶり」	「同上」	「まあぼり」	「パスタソース」	「ハヤシ」
この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、たまねぎ、しいたけその他の野菜、海藻類、た		この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、きのこ等に、たまねぎ、ねぎ、しそうが等をみじん切りにしたものを又はこれらに魚肉を細切し若しくはすりつぶしたもの、臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの若しくは肉様植たんを加えたもの（魚肉、臓器及び可食部分又は肉様植たんの使用量がそれぞれ食肉の使用量を超えないものに限る。）に、赤唐辛子みそ、でん粉、食用油脂、しそうゆ、香辛料、砂糖類、食塩等を加え、豆腐、なす等とともに調理して食用に供するように調製したものであつて、赤唐辛子みその特有の香味及び辛味を主な特徴とするものを詰めたものをいう。	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、たまねぎ、にんじん等に、トマトペースト、小麦粉、食用油脂、食塩等を加え、米飯にかけて食用に供するように調製したものであるものを詰めたものをいう。	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、たまねぎ、にんじん等に、トマトペースト、小麦粉、食用油脂、食塩等を加え、米飯にかけて食用に供するように調製したものであるものを詰めたものをいう。

「削る。」	「略」	「削る。」	スープ	「削る。」
			<p>この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、たまねぎ、しいたけその他の野菜等の煮出汁若しくはこれをこしたもの又はこれらに穀粉、でん粉、果実ピューレー、乳、乳製品等を加えて濃厚にしたものに、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、きのこ、パスタ等のうきみ(スープに浮かせるものに限る)若しくは具を加え又は加えないで、砂糖類、食用油脂、食塩、香辛料等を加えて調製したもの詰めたものをいう。</p>	

ぜんざい	「同上」	和風汁物	スープ	シチュー
この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、小豆に砂糖類、食塩等を加え、半流動状に煮詰めたものを詰めたものをい		<p>この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、しようゆ、みそ、酒かす、食塩、香辛料等で調製した汁に、だいこん、にんじん、ごぼう、しいたけその他の野菜、海藻類、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、豆腐、油揚げ、こんにゃく、ふ等を加えて調製したもの詰めたものをいう。</p>	<p>この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ等を大切にしたものに、小麦粉、食用油脂、乳、乳製品、肉様植たん、トマトペースト、香辛料、食塩等を加えて調製したものを詰めたものをいう。</p>	<p>油揚げ、しらたき等に、しようゆ、砂糖類、みりん、酒、食塩、香辛料等を加え、米飯にのせて食用に供するように調製したもの詰めたものをいう。</p>

別表第四（第三条関係）		表示事項	表示の方法	名称	表示事項	表示の方法	名称
食品	農産物缶詰及び農産物瓶詰	食品	農産物缶詰及び農産物瓶詰	食品	農産物缶詰及び農産物瓶詰	食品	農産物缶詰及び農産物瓶詰
「略」							

イ 果実の名称は、みかん、白もも、洋なし等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、フルーツカクテルにあつては「フルーツカクテル」と、フルーツカクテル以外の二種類以上の農産物を詰めたものにあつては「2種混合果実」等と表示する。

ハ 「略」
〔号の細分を削る。〕

別表第四（第三条関係）		表示事項	表示の方法	名称	表示事項	表示の方法	名称
食品	農産物缶詰及び農産物瓶詰	食品	農産物缶詰及び農産物瓶詰	食品	農産物缶詰及び農産物瓶詰	食品	農産物缶詰及び農産物瓶詰
「同上」							

三 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等
又はこれらからの抽出物

四 乳又は乳製品

イ 農産物の名称は、グリンピース、みかん等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、フルーツカクテルにあつては「フルーツカクテル」と、フルーツカクテル以外の二種類以上の農産物を詰めたものにあつては「2種混合果実」、「3種混合野菜」、「混合農産物」等と表示する。

ロ 充てん液を加えたものにあつては、イに規定する表示の文字の次に、「・」を付して充てん液の種類の名称を次の表に掲げる表示により表示する。

二ハ イの規定にかかわらず、アスパラガスのロングスピアード、スピアードはチップを詰めたもののうち、色の区分をしているものにあつては「ア

ハ 「同上」

表
「略」

充てん液の種類	1 水又は水に食塩、砂糖類等く。)を加えたもの(製品特性上「水煮」と表示することができる。
充てん液の種類の表示の方法	「水煮」と表示する。ただし、豆類、スイートコーン、アスピラガス、マッシュルーム及びなめこの水煮を詰めたものにあつては、「水煮」の用語を省略することができる。

表 1
〔同上〕

スパラガス・水煮（ホワイト）「等と色の区分を表示し、色の区分をしていないものにあつては「アスパラガス・水煮（色混合）」と表示し、グリンピースのもどし豆にあつては「グリンピース」の文字の次に括弧を付して「もどし豆」と表示し、マッシュシユルーム（ホワイト種のものを除く。）にあつては「マッシュシユルーム」の文字の次に括弧を付して「クリーム種」又は「ブラウン種」とその品種を表示し、ももにあつては果実の名称を「白もも」又は「黄もも」の別に表示し、なしにあつては果実の名称を「洋なし」又は「和なし」の別に表示すること。

「削る。」	<p>二　一に掲げるものの以外のもの</p> <p>「たけのこ水煮」、「3種混合野菜」、「フルーツみつ豆」、「くり甘露煮」、「ゆであずき」、「赤飯」等とその内容を表す最も一般的な名称をもつて表示する。</p>
-------	--

原材料名	<p>二　農産物の加工品又は精米を詰めたもの</p> <p>「フルーツみつ豆」、「くり甘露煮」、「ゆであずき」、「赤飯」等とその内容を表す最も一般的な名称をもつて表示する。</p>		
<p>一 「えんどう」、「アスパラガス」、 「みかん」、「白もも」、「洋なし」、 「あんず」、「ぶどう」、「豆腐」、 「こんにゃく」、「みかん果」、 「汁」、「シナモン」、「食塩」、「し ょうゆ」等とその最も一般的な名称を</p>	<p>4 1から3まで 以外の充てん液</p>	<p>3 バターソース、クリームソース等の調味液</p>	<p>及び砂糖類をえたもの又はこれらにその他他の調味料を加えたもの</p> <p>「調味液づけ」と表示する。ただし、「バターソースづけ」、「クリームソースづけ」等と表示することができる。</p>

もつて表示する。ただし、うんしゅうみかんにあつては「うんしゅうみかん」と、シナモン等の香辛料にあつては「香辛料」と表示することができる。

二 使用した農産物が二種類以上の場合にあつては、一の本文の規定にかかわらず、「農産物」、「野菜」又は「果実」の文字の次に、括弧を付して、使用した農産物、野菜又は果実の名称を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

三 使用した果汁が二種類以上の場合にあつては、一の本文の規定にかかわらず、「果汁」の文字の次に、括弧を付して、「みかん、ぶどう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

四 果実の搾汁を濃縮したもの搾汁の状態に戻した果汁にあつては、一の本文の規定にかかわらず、果汁又は果実の名称の文字の次に、括弧を付して、「濃縮還元」と表示する。

五 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、「ぶどう糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖」、「異性化液糖」と、「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・ぶどう糖混合果糖ぶどう糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖」、「砂糖・ぶどう糖混合果糖」等と表示する。

ジヤム類	物 農産物漬	[略]	
[削る。]	[削る。]	[削る。]	[略]

ジヤム類	物 農産物漬	[同上]	
原材料名	添加物	[同上]	
使用した原材料を、次に定めるところによ	割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。	七 食酢にあっては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示する。	<p>糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができます。</p> <p>六 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、五の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p>

り表示する。

一 「いちご」、「りんご」、「なつみかん」、「ぶどう」、「みかん」、「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「還元麦芽糖水あめ」、「はちみつ」、「ワイン」、「レモン果汁」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、「ぶどう糖果液糖」、「果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖」にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

二 二種類以上の果実等を使用したものについて、一の規定にかかるらず、「果実等」（果実のみを使用した場合は「果実」、野菜のみを使用した場合は「野菜」）の文字の次に、括弧をして当該果実等の名称を「いちご、りんご」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、マーマレードにあつては、「果実」に代えて、「かんきつ類」と表示することができる。

三 二種類以上の砂糖類を使用したものについて、一の規定にかかるらず、

乾めん類				
添加物	「略」	「削る。」	「削る。」	「削る。」
次に定めるところにより表示する。 一 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従してある調味料、やくみ等に添加したものにあつて添付				

乾めん類				
添加物	「同上」	内容量	添加物	
次に定めるところにより表示する。 一 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従してある調味料、やくみ等に添加したものにあつて添付				<p>「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して当該砂糖類の名称を「砂糖・水あめ」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖・果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖・果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖・果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p> <p>使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略は適用しない。</p> <p>第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、二個以上が同一の容器包装に入れられたものにあつては、内容重量の表示の文字の次に、括弧を付して「○g×△袋」等と表示する。</p>

ものにあつては添付してある調味料、やくみ等の原材料名の表示に併記して表示する。

「項を削る。」

「略」

二 「略」

ものにあつては添付してある調味料、やくみ等の原材料名の表示に併記して表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

即席めん

「同上」

二 「同上」

原材料名

第三条第一項の表の原材料名の項の2に定めるほか、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

一 めんにあつては、「めん」（油処理により乾燥したものにあつては、「油揚げめん」）の文字の次に括弧を付して「小麦粉」、「そば粉」、「植物性たん白」、「卵粉」、「食塩」、「植物油脂」、「ラード」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。

二 添付調味料及びやくにあつては、「鶏肉エキス」、「しょうゆ」、「糖類」、「香辛料」、「油揚げ」、「もち」、「メンマ」、「野菜天ぷら」、「牛肉」、「えび」、「卵」、「植物性たん白」、「のり」、「ねぎ」、「わかめ」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。

使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物の省略規定は適用しない。

「削る。」	「削る。」	<p>「マカロニ類」と表示する。ただし、マカロニ類のうち、二・五ミリメートル以上の太さの管状又はその他の形状（棒状又は帶状のものを除く。）に成形したものにあっては、「マカロニ」と、一・二ミリメートル以上の太さの棒状又は二・五ミリメートル未満の太さの管状に成形したものにあっては、「スペゲツティ」と表示することができ</p>	マカロニ類
-------	-------	---	-------

添加物	原材料名	名称	内容量
使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の	<p>一 原料小麦粉は、「デュラム小麦のセモリナ」、「デュラム小麦粉」、「強力小麦のファリナ」又は「強力小麦粉」等と多いものから順に表示する。</p> <p>二 原料小麦粉以外の原材料は、「卵」、「トマト」、「ほうれんそう」、「食塩」、「大豆粉」、「小麦グルテン」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。</p>	<p>「マカロニ類」と表示する。ただし、マカロニ類のうち、二・五ミリメートル以上の太さの管状又はその他の形状（棒状又は帶状のものを除く。）に成形したものにあっては、「マカロニ」と、一・二ミリメートル以上の太さの棒状又は二・五ミリメートル未満の太さの管状に成形したものにあっては、「スペゲツティ」と、一・二ミリメートル以上の太さの棒状又は二・五ミリメートル未満の太さの管状に成形したものにあっては、「バーミセリー」と、帶状に成形したものは、「ヌードル」と表示することができる。</p>	<p>第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、添付調味料又はかやくを添付したものにあっては、内容重量及びめんの重量をグラムの単位で、単位を明記して表示する。</p>

ム プレ スハ		ハム類	〔略〕			パン類	
〔削る。〕	〔略〕	〔削る。〕	〔略〕	〔削る。〕	〔略〕	〔削る。〕	〔略〕

ム プレ スハ		ハム類	〔同上〕			パン類	
添加物	〔同上〕	添加物	〔同上〕	内容量	原材料名	〔同上〕	
割合の高いものから順に、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。	〔同上〕	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。	〔同上〕	次に定めるところにより表示する。一 内容数量を表示する。ただし、一個のものにあつては、表示を省略することができる。 二 一の規定にかかわらず、その他のパンのうちパン生地を圧延し、これを切断、成形したものを焼いたものにあっては、内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示することができる。	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「小麦粉」、「食塩」、「砂糖」、「シナモン」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、砂糖その他の砂糖類にあつては「砂糖類」又は「糖類」と、シナモンその他の香辛料にあつては「香辛料」と表示することができる。		表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	ベーコン	セージ	混合ソーセージ	ソーセー	スハム	混合プレ
名称 次に定めるところにより表示する。 一 コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰 「コンビーフ」を詰めたものにあっては 「コンビーフ」と、コンビーフ以外の	「削る。」 〔削る。〕	「略」 〔略〕	「削る。」 〔削る。〕	「略」 〔削る。〕	「略」 〔削る。〕	「略」 〔削る。〕

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	ベーコン	セージ	混合ソーセージ	ソーセー	スハム	混合プレ
名称 次に定めるところにより表示する。 一 食肉缶詰又は食肉瓶詰 イ 使用した食肉の名称の次に、調味液の種類の名称を次の表に掲げる表示の方法により表示する。	添加物 〔同上〕	添加物 〔同上〕	添加物 〔同上〕	添加物 〔同上〕	添加物 〔同上〕	添加物 〔同上〕

表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

コーンドミートを詰めたものにあつては「コーンドミート」と表示する。ただし、牛肉と馬肉を併用したもの（牛肉の重量が牛肉及び馬肉の合計重量の二十パーセント以上のものに限る。）を詰めたものにあつては、「ニューコーンドミート」又は「ニューコンミート」と表示することができる。

二 一に掲げるもの以外のものその内容を表す一般的な名称を表示する。

四 食肉の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肉」等と最も一般的な名称をもつて表示する。

ハ 小肉片、ほぐし肉、ひき肉、骨付の食肉又はくし刺しの食肉を詰めたものにあつては、イの調味液の種類の名称の次に括弧をして、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」、「骨付」又は「くしざし」と表示する。

二 焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰
イ 「やきとり」と表示する。ただし、くし刺しのものにあつては、「やきとり（くしざし）」と表示する。

三 ロ 「やきとり」又は「やきとり（くしざし）」の表示の次に、主な特徴となる香味（しようゆに係る香味を除く。）に係る原材料が明らかとなるように「（塩味）」等と併記する。
四 ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰
ハ ハム缶詰又はハム瓶詰
骨を除いたもも肉を使用したものに

あつては「ボンレスハム」と、ロースハム」と、肩肉を使用したものにあつては「ロースハム」と表示する。ただし、スライス等したものにあつては、「ボンレスハム」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」等と表示する。

五 ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰
ケーシングとして羊腸を使用したものの又は太さが二十ミリメートル未満の（牛腸を使用したもの及び豚腸を使用したもの）を除く。）にあつては「ワインナーソーセージ」と、ケーシングとして豚腸を使用したもの又は太さが二十ミリメートル以上三十六ミリメートル未満のもの（牛腸を使用したもの及び羊腸を使用したもの）を除く。）にあつては「フランクフルトソーセージ」と、ケーシングとして牛腸を使用したもの又は太さが三十六ミリメートル以上のもの（豚腸を使用したもの及び羊腸を使用したもの）を除く。）にあつては「ボロニアソーセージ」と、食肉に豚の脂肪層を加えたもののを使用し、臓器及び可食部分（豚脂肪層を除く。）、魚肉並びに鯨肉を加えていないものであつて水分が三十五パーセントを超える五十パーセント以下のものにあつては「セミドライソーセージ」と、食肉に種ものを加えたも

並びに鯨肉を加えていないものにあつては「リオナソーセージ」と表示する。ただし、スライス等したものにあつては、「ボロニアソーセージ」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」と表示する。

六 コーンドミート缶詰又はコーンドミニート瓶詰

コンビーフを詰めたものにあつては「コンビーフ」と、コンビーフ以外のコーンドミートを詰めたものにあつては「コーンドミート」と表示する。ただし、牛肉と馬肉を併用したものの（牛肉の重量が牛肉及び馬肉の合計重量の二十パーセント以上のものに限る。）を詰めたものにあつては、「ニューコーンドミート」又は「ニューコンミート」と表示することができる。

七 無塩漬（せき）コンビーフ缶詰又は無塩漬（せき）コンビーフ瓶詰

「無塩せきコンビーフ」と表示する。

八 ランチョンミート缶詰又はランチヨンミート瓶詰

「ランチョンミート」と表示する。

九 家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰

使用した卵の名称の次に、「水煮」と表示する。

十 その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰

「豚肉しようが焼」、「鶏そぼ

ろ」、「牛もつ味噌煮」、「うずら卵味付」等と、その内容を表す最も一般的な名称をもつて表示する。

口 食肉及びその加工品（調味、ぱい

焼又は塩漬したものに限る。）（以下「食肉等」という。）の小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付のものを詰めたものにあつては、イの名称の次に括弧をして、それぞれ「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」と表示する。ただし、イの名称から小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付のものであることが明らかである場合はその限りでない。

調味液の種類	調味液の種類	の表示の方法	示する。	「味付」と表	示する。	「酢漬」と表	示する。	「油漬」と表	示する。	トマトソース等の調味液
水又は水に食塩等（しようゆ、食酢及び食用油脂を除く。）を加えられたもの	の香辛料等を加えたもの									

「削る。」



原材料名

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に次に定めるところにより表示する。

ただし、「トマトソース漬け」、「クリームソース漬け」等と表示することができる。

一 「牛肉」、「豚肝臓」、「牛舌」、「鶏卵」、「しょうゆ」、「食塩」、「みそ」、「醸造酢」、「みりん」、「トマトピューレー」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「植物油脂」、「全粉乳」、「ゼラチン」、「でん粉」、「こしよう」、「しおが」、「グリンピース」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、「こしよう」と表示することができる。

二 ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰及びハム缶詰又はハム瓶詰にあっては、一の規定にかかわらず、使用した豚肉について、「豚ばら肉」、「豚もも肉」等とその部位の名称をもつて表示する。

三 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な

名称をもつて表示し、砂糖混合ぶどう
糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう
糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう
糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう
糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあ
つては「砂糖・高果糖液糖」と表示す
る。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖
ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつて
は「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう
糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液
及び砂糖混合高果糖液糖にあつては
「砂糖・異性化液糖」と表示すること
ができる。

四 使用した砂糖類が二種類以上の場合
は、三の規定にかかわらず、「砂糖
類」又は「糖類」の文字の次に括弧を
付して、「砂糖、水あめ」等と使用量
の多いものから順に表示し、砂糖及び
砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する
場合にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖
液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶど
う糖液糖を併用する場合にあつては
「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖
及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場
合にあつては「砂糖・高果糖液糖」と
表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合
ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂
糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併
用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果
糖液糖を併用する場合にあつては、「
砂糖・異性化液糖」と表示すること
ができる。

五 三及び四の規定にかかわらず、使用

ジ ソ ー セ ー 魚肉ハム 及び魚肉	名称 次に定めるところにより表示する。 一 「略」 二 「号を削る。」	[略]
ジ ソ ー セ ー 魚肉ハム 及び魚肉	名称 次に定めるところにより表示する。 一 「略」 二 「略」	[同上]

六 使用した食肉、結着材料、種もの又は薬味がそれぞれ二種類以上の組合せである場合は、一の規定にかかわらず、「食肉」、「結着材料」、「種もの」又は「薬味」の文字の次に括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉」、「小麦粉、コーンミール」、「グリーンピース、パプリカ」又は「ねぎ、しょうが」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
 七 食酢にあつては、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により表示する。

〔削る。〕	
二	
〔略〕	

原 料 名	
四 特種魚肉ソーセージの種ものは、 三 魚肉ソーセージを使用した原材料をその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合が二種類以上である場合は、「結着材料」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 二 魚肉ハムに使用するつなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。	<p>第三条第一項の表の原材料名の項に定めるほか、次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 魚肉ハムに使用する魚肉若しくは食肉（それぞれ肉片として使用するものに限る。）、肉様植たん又は脂肪層は、「肉片等」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。</p> <p>二 ハム（スライス）「又は「ファイツシュー（スライス）」と、魚肉ソーセージにあっては「魚肉ソーセージ（スライス）」又は「ファイツシュソーセージ（スライス）」と、特種魚肉ソーセージにあっては「特種魚肉ソーセージ（スライス）」又は「特種ファイツシユーソーセージ（スライス）」と表示する。</p> <p>三 「同上」</p>

		品 う に 加 工	〔略〕	
〔削 る。〕	名称		〔削 る。〕	〔削 る。〕
	粒 う に に あ つ て は 「 練 り う に 」 と 表 示 す る。	に あ つ て は 「 粒 う に 」 と、 練 り う に		

品 うに加工	「同上」	添加物
原材料名	名称	内容量
イ　　「エチルアルコール」、「砂糖」、「みりん」、「でん粉」、「酒かす」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、砂糖混合ぶどう糖果	粒うににあつては「粒うに」と、練りうににあつては「練りうに」と、混合うににあつては「混合うに」と表示する。 使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一　　原材料のうには、「塩うに」、「うに」のいずれか又は双方を表示する。 二　　一以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。	第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、二個又は二枚以上が同一の容器包装に入れられたものであつて、個数又は枚数が外側から判別できないものにあつては、個数又は枚数を内容重量の表示の文字に並べて表示する。 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

〔項を削る。〕	
もうに あえ	
原 料 名 イ ロ 「 混 合うに」、「 粒 うに」、「 練 りうに」又は 「 混 合うに」の文字の次に、それぞ れの原材料名を、括弧を付して、別	<p>名称</p> <p>「うにあえもの」と表示する。</p> <p>使用した原材料を、次の二の区分に より、原材料に占める重量の割合の高いも のから順に、それぞれ一及び二に定めると ころにより表示する。</p> <p>原材料のうには、次に定めるところ により表示する。</p> <p>「うにあえもの」と表示する。</p> <p>糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう 糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶ どう糖液糖にあつては「砂糖・果 糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高 果糖液糖にあつては「砂糖・高果 糖液糖」と表示する。</p> <p>表示する砂糖類の名称が二種類以 上となる場合は、イの規定にかかわ らず、「砂糖類」又は「糖類」の文 字の次に、括弧を付して、「砂糖、 ぶどう糖」等と原材料に占める重量 の割合の高いものから順に表示す る。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶど う糖果糖液糖を併用する場合は「砂 糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及 び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用 する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液 糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液 糖を併用する場合は「砂糖・高果糖 液糖」と表示する。</p>

表第四のうに加工品の原材料名の項に定めるところにより表示する。

二 一以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。

イ 「くらげ」、「いか」、「かずのこ」、「あわび」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖につては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖については「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖につては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。

ロ 表示する砂糖類の名称が二種類以上となる場合は、イの規定にからむらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と表示する。

め 乾燥わかめ	〔略〕	る。「乾燥わかめ」又は「乾わかめ」と表示する。
め 乾燥わかめ	〔同上〕	「乾わかめ」と表示する。 「わかめにあつては「灰ぼしわかめ」と表示する。ただし、灰ぼしがわめにあつては「もみわかめ」と、板わかめにあつては「板わかめ」と表示する。

ソース スター 類	「略」		みそ	「略」
「削る。」	「略」	「削る。」	「略」	「略」

ソース スター 類	「同上」		みそ	「同上」
添加物	「同上」	原材料名	「同上」	「同上」
割合の高いものから順に、添加物に占める重量の 第一項の	「同上」	一 原料は、「大豆」、「米」、「大 麦」、「はだか麦」、「とうもろこ し」、「脱脂加工大豆」、「小麦」、 「食塩」等とその最も一般的な名称を もつて、原材料に占める重量の割合の 高いものから順に表示する。ただし、 「調合みそ」であつて、「米みそ」、 「麦みそ」又は「豆みそ」を二種類以 上混合したものにあつては、「米み そ」、「麦みそ」又は「豆みそ」と原 材料に占める重量の割合の高いものか ら順に表示し、その文字の次に括弧を 付して、当該みそに使用した原料の名 称を原材料に占める重量の割合の高い ものから順に表示する。 二 原料以外の原材料にあつては、「砂 糖」、「水あめ」、「かつおぶし粉 末」等とその最も一般的な名称をもつ て、原材料に占める重量の割合の高い ものから順に表示する。	使用した原材料を、次の「一及び二」の区分に より、原材料に占める重量の割合の高いも のから順に、それぞれ一及び二に定めると ころにより表示する。	る。

マーガリントン類	食用植物油脂	ブドウ乾燥スル	【略】
【削る。】	【削る。】	【削る。】	【削る。】

マーガリントン類	食用植物油脂	ブドウ乾燥スル	【同上】
原材料名	添加物	添加物	【同上】
【同上】	【同上】	【同上】	【同上】

表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

使用した原材料を、次の一及び二の区分により、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。

一 食用油脂にあつては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「大豆油」、「綿実油」、「牛脂」、「硬化油」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、大豆油等の食用植物油脂にあつては「食用植物油脂」と、牛脂等の動物油脂にあつては「食用動物油脂」と、硬化油等の食用精製加工油脂にあつては「食用精製加工油脂」と表示することができます。

二 食用油脂以外の原材料にあつては、

原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

イ 「粉乳」、「いちごジャム」、「から塩」、「カゼイン」、「からし」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、からしその他の中香料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

ロ 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもつて表示するほか、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては、「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては、「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては、「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ハ 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混

「項を削る。」	
「削る。」	

名称	添加物	
「冷凍フライ類」 「冷凍えびフライ」、「冷凍い かフライ」、「冷凍かきフライ」、「 冷凍コロッケ」、「冷凍カツレツ」等 とその製品の最も一般的な名称をもつ て表示する。ただし、衣にパン粉、ク ラッカー、はるさめ等をつけないもの にあつては、「フライ」の文字に代え て、「天ぷら」、「唐揚げ」等とその 調理方法による最も一般的な名称をも つて表示する。	使用した添加物を、添加物に占める重量の 割合の高いものから順に、第三条第一項の 表の添付物の項の規定に従い表示する。た だし、栄養強化の目的で使用される添加物 に係る表示の省略規定は適用しない。 次に定めるところにより表示する。	合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合 は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、 砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖 を併用する場合は「砂糖・果糖ぶど う糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高 果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ 高果糖液糖」と表示する。ただし、 砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖 を併用する場合、砂糖及び砂糖混合 果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又 は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併 用する場合には、「砂糖・異 性化液糖」と表示することができ る。

ボール、
冷凍フイ
ツシユハ
グ、冷凍
バ一
ル、米飯
ユボ|
類に限
る。) び
冷凍類及
冷凍め

二 冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び 冷凍春巻

冷凍しゅうまいにあつては「冷凍し
ゅうまい」と、冷凍ぎょうざにあつて
は「冷凍ぎょうざ」と、冷凍春巻にあ
つては「冷凍春巻」と表示する。

三 冷凍ハンバーグステーキ及び冷凍ミ ートボール

冷凍ハンバーグステーキにあつては
「冷凍ハンバーグステーキ」又は「冷
凍ハンバーグ」と、冷凍ミートボール
にあつては「冷凍ミートボール」と表
示する。ただし、魚肉、臓器及び可食
部分並びに肉様植たんを使用していな
いもので、原材料として一種類の食肉
のみを使用したものにあつては、「冷
凍ハンバーグステーキ」若しくは「冷
凍ハンバーグ」又は「冷凍ミートボ
ール」の文字の次に、括弧を付して、
「牛肉」、「豚肉」等と使用した食肉
の最も一般的な名称を表示する。

冷凍フイツシユボールにあつては「冷
凍フイツシユボール」、冷凍フイツシ
ユハンバーグ」又は「冷凍フイツシ
ユハンバーグ」の文字の次に、括弧を付
し、食肉、臓器及び可食部分並びに
肉様植たんを使用していないもので、
原材料として一種類の魚肉のみを使
したものにあつては、「冷凍フイツシ
ユハンバーグ」又は「冷凍フイツシ
ユハンバーグ」の文字の次に、括弧を付
し、

て、「えび」、「かに」等と使用した魚肉の最も一般的な名称を表示する。

五 冷凍米飯類

「冷凍米飯類」、「冷凍チャーハン」、「冷凍焼きおにぎり」等とその製品の最も一般的な名称をもつて表示する。

六 冷凍めん類

「冷凍めん類」、「冷凍うどん」、「冷凍スペゲッティ」等とその製品の最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、調味料で味付け、又はかやくを加えて調理したものにあつては、「冷凍めん類」等の文字の次に、括弧を付して、「調理済み」と表示する。一から六までの規定による表示中「冷凍」の文字は省略することができる。

原材料名

使用した原材料を、次の一から四までの区分により、原材料（ソースを加えたものにあつては、ソースを含む。）に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一から四までに定めるところにより表示する。一 ソース、具、調味料及びかやくの原材料並びに加熱調理用の食用油脂以外の原材料は、次のイからハの区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれイからハまでに定めるところにより表示する。次に定めるところにより表示する。「えび」、「たら」、「牛

口

(3) 上の場合は、(1)の規定にかかる
「衣」又は「皮」の文字の次に、括
合の高いものから順に表示する。
使用した肉様植たんが二種類以
上の場合には、「牛舌」、「ばれいしょ」
「小麦粉」、「でん粉」、「ラ Chin」、「脱脂粉乳」、「まぼこ」、「とうもろこし」、「かゼ」
等とその最も一般的な名称をも
つて、原材料に占める重量の割
合の高いものから順に表示す
る。ただし、砂糖類にあつては
「砂糖類」又は「糖類」と、香
辛料にあつては「香辛料」と表
示することができる。

(2) 使用した食肉、魚肉、野菜又は
「たら、かに」、「とうもろこ
し、グリンピース」又は「でん
粉、パン粉」等と原材料に占める
重量の割合の高いものから順に表
示する。

「衣」又は「皮」の文字の次に、括
合の高いものから順に表示する。
使用した衣様植たんが二種類以
上の場合には、「牛舌」、「ばれいしょ」
「小麦粉」、「でん粉」、「ラ Chin」、「脱脂粉乳」、「まぼこ」、「とうもろこし」、「かゼ」
等とその最も一般的な名称をも
つて、原材料に占める重量の割
合の高いものから順に表示す
る。ただし、砂糖類にあつては
「砂糖類」又は「糖類」と、香
辛料にあつては「香辛料」と表
示することができる。

弧を付して、「小麦粉、パン粉、
塩、砂糖、こしょう、植物油脂」等
とその最も一般的な名称をもつて、
原材料に占める重量の割合の高いも
のから順に表示する。ただし、砂糖
類にあつては「砂糖類」又は「糖
類」と、香辛料にあつては「香
辛料」と表示することができる。

ハ 使用しためんの原材料は、「め
ん」の文字の次に、括弧を付して、
「小麦粉」、「そば粉」等とその最
も一般的な名称をもつて、原材料に
占める重量の割合の高いものから順
に表示する。ただし、別表第三の冷
凍めん類の定義の項の1に掲げるも
のにあつては、「めん」の文字及び
めんの名称に付する括弧を省略する
ことができる。

二 冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミー
トボール、冷凍フィッシュユハーブ
又は冷凍フィッシュユボールにソース又
は具を加えた場合におけるソース又は
具の原材料は、ソースにあつては「ソ
ース」の文字の次に、括弧をして
「トマトピューレー、こしょう、砂糖
等と、具にあつては「具」の文字の
次に、括弧をして「チーズ、にんじ
ん」等とその最も一般的な名称をもつ
て、原材料に占める重量の割合の高い
ものから順に表示する。ただし、香辛
料にあつては、「香辛料」と表示する
ことができる。

三 冷凍めん類に調味料又はかやくを添

添加物	
<p>1 一 略定の添加物の規定並びに次の「一及び二」の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の規定は適用しない。</p> <p>原材料名の項一のハ、ニ及び三に掲げる場合にあつては、めん、ソース、調味料及びかやくの原材料以外の原材料の表示に併記して、めん、ソース、調味料又はかやくの原材料に添加</p>	<p>付した場合における調味料及びかやくの原材料は、調味料の原材料にあつては「つゆ」、「ソース」、「スープ」等の文字の次に括弧をして「しゅ、こんぶエキス、砂糖」等と、かやくの原材料にあつては「かやく」、「具」等の文字の次に括弧をして「かまぼこ、わかめ」等と、それぞれその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖類については「砂糖類」又は「糖類」と、香辛料にあつては「香辛料」と表示することができる。</p> <p>四 加熱調理用の食用油脂は、「揚げ油」又は「いため油」の文字の次に、括弧を付して、「大豆油、なたね油、ラード」等とその最も一般的な名称をもつて、配合された重量の割合の高いものから順に表示する。</p> <p>使用した添加物を、第三条第一項の添加物の規定並びに次の「一及び二」の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の規定で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。</p>

〔項を削る。〕

ス テ ー キ	チ ル ド ハ ン バ ー グ	内 容 量	内 容 量	
名称	内容量	2 第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容量の項に定めるほか、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フライシュハンバーグ又は冷凍フィッシュボールにソースを加えたものにあつては、内容量及びソースを除いた固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。		
肉、臓器及び可食部分並びに肉様の組織を ドハンバーグ」と表示する。ただし、魚 肉、臓器及び可食部分並びに肉様の組織を ドハンバーグ」と表示する。ただし、魚	〔チルドハンバーグステーキ」又は「チル ドハンバーグ」と表示する。ただし、魚	二 一に掲げる場合以外の場合にあつては、原材料名の表示に併記して、添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 2 1の本文の規定にかかわらず、添加物を、めん、ソース、調味料及びかやくの原材料以外の原材料に添加したもの、めんの原材料に添加したもの、ソースの原材料に添加したもの並びに調味料及びかやくの原材料に添加したものに区分して、めん、ソース、調味料及びかやくの原材料に添加したものにあつては、それぞれ「めん」、「ソース」、「つゆ」、「ステープ」等の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。		

原材料名	
口 及び可食部分をいう。)、つなぎ又は野菜等が二種類以上である場合	<p>有する植物性たんぱくを使用していないものであつて、原材料の食肉として牛肉のみを使用したものは「チルドハンバーグステーキ(ビーフ)」又は「チルドハンバーグ(ビーフ)」、原材料の食肉として豚肉のみを使用したものは「チルドハンバーグステーキ(ポーク)」又は「チルドハンバーグ(ポーク)」、原材料の食肉として鶏肉のみを使用したものは「チルドハンバーグステーキ(チキン)」又は「チルドハンバーグ(チキン)」等と表示する。</p> <p>使用した原材料(ソース又は具を加えたものにあつては、ソース又は具を含む。)を、次の「から三までの区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ「から三までに定めるところにより表示する。</p> <p>一 ソース及び具の原材料以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。</p> <p>イ 「牛肉」、「豚肉」、「粒状植物性たん白」、「パン粉」、「アーモンド」、「食塩」、「牛肉エキス」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。</p> <p>ロ 使用した食肉等(食肉並びに臓器</p>

は、イの規定にかかわらず、「食肉等」(食肉のみを使用した場合は、「食肉」)、「つなぎ」又は「野菜等」(野菜のみを使用した場合は、「野菜」)の文字の次に、括弧をして、それぞれ「牛肉、豚肉、牛肝臓」、「パン粉、でん粉」又は「たまねぎ、にんじん」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

ハ 使用した肉様の組織を有する植物性たんぱくが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「粒状・繊維状植物性たん白」と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

二 魚肉は、イの規定にかかわらず、「魚肉」の文字の次に、括弧を付して、「たら、まぐろ」等と、最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

二 ソースを加えた場合におけるソースの原材料は、「ソース」の文字の次に、括弧をして、「トマトピューレー、こしょう、砂糖」等とその最も一般的な名称をもつて、ソースの原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

三 具を加えた場合における具の原材料

内容量	添加物
第三条第一項の表の内容量又は固形量及びたものにあつては、内容重量及びソースを加え 内容総量の項に定めるほか、ソースを加えたものにあつては、内容重量及びソースを加え	<p>は、「具」、「付け合わせ」等の文字の次に、括弧を付して、「チーズ、ベーコン」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしようその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができます。</p> <p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 使用した添加物を、ソース及び具の原材料以外の原材料に添加したものにあつてはソース及び具の原材料以外の原材料名の表示に併記して、ソースの原材料に添加したものにあつてはソースの原材料名の表示に併記して、それぞれ原材料に添加したものにあつては具の原材料名の表示に併記して、それぞれ添加物に占める重量の割合の高いものの順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。</p> <p>二 一の本文の規定にかかるらず、添加物を、ソース及び具の原材料以外の原材料に添加したもの、ソースの原材料に添加したもの及び具の原材料に添加したものに区分して、ソースの原材料に添加したものにあつては「ソース」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。</p>

「項を削る。」	
原材料名	名称
<p>「チルドミートボール」と表示する。ただし、魚肉、臓器及び可食部分並びに肉様の組織を有する植物性たんぱくを使用しないものであつて一種類の食肉のみを使用したものにあつては、「チルドミートボール」の次に括弧を付して「ビーフ」、「ポーク」、「チキン」等の食肉の種類を表示することができる。</p> <p>使用した原材料（ソースを加えたものについては、ソースを含む。）を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。</p> <p>イ ソースの原材料以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。</p> <p>イ 「牛肉」、「豚肉」、「たら」、 「粒状植物性たん白」、「パン」、 「粉」、「食塩」、「牛肉エキス」、 「こしよう」等とその最も一般的な 名称をもつて、原材料に占める重量 の割合の高いものから順に表示す る。ただし、「こしよう」その他の香辛 料にあつては、「香辛料」と表示す ることができる。</p> <p>ロ 使用した食肉等（食肉並びに臓器 及び可食部分をいう。）、魚肉、つ なぎ又は野菜等が二種類以上である 場合は、イの規定にかかわらず、 「食肉等」（食肉のみを使用した場 合は、「食肉」）、「魚肉」、「つ</p>	<p>「チルドミートボール」</p>

添加物	
次に定めるところにより表示する。 一 使用した添加物を、ソースの原材料以外の原材料に添加したものにあつてはソースの原材料以外の原材料名の表示に併記して、ソースの原材料に添加したものにあつてはソースの原材料名の表示に併記して、それぞれ添加物に占める重量の割合の高いものから順に定めるところにより表示する。	<p>なぎ」又は「野菜等」（野菜のみを使用した場合は、「野菜」）の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉、牛肝臓」、「たら、まぐろ」、「パン粉、でん粉」又は「たまねぎ、にんじん」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。</p> <p>ハ 使用した肉様の組織を有する植物性たんぱくが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「粒状・纖維状植物性たん白」又は「纖維状・粒状植物性たん白」と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。</p> <p>二 ソースを加えた場合におけるソースの原材料は、「ソース」の文字の次に、括弧をして、「トマトピューレ」、「こしょう、砂糖」等とその最も一般的な名称をもつて、ソースの原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。</p>

「項を削る。」	
---------	--

名称	内容量	
チルドぎ ようぎ類		<p>に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。</p> <p>二 一の本文の規定にかかわらず、添加物を、ソースの原材料以外の原材料に添加したもの及びソースの原材料に添加したのに区分して、ソースの原材料に添付したものにあつては、「ソース」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができ</p> <p>る。</p> <p>二 次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 「チルドぎようぎ」、「チルドしゅうまい」、「チルド春巻」又は「チルドぱおづ」（以下「チルドぎようぎ」「等」と総称する。）と表示する。</p> <p>二 あんに占める魚肉の重量の割合が食肉より高いものにあつては、「チルドぎようぎ」等の文字の次に、括弧をして、「魚肉」と表示する。</p> <p>三 あんに占める食肉の重量の割合及び魚肉の重量の割合がいずれもチルドぎようぎにあつては二十。パーセント未満、チルドしゅうまいにあつては二十。五パーセント未満、チルド春巻又はチルドぱおづにあつては十パーセント未</p>

原材料名	
(2) 満である場合は、二の規定にかかるらず、「チルドギょうざ」等の文字の次に、括弧をして、「野菜」と表示する。割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 イ 使用した原材料を、次に定めるところにより表示する。 (1) 加熱調理用の食用油脂及び添付油等の原材料以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ 使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。括弧をして、「野菜」と表示する。	

添加物	
次に定めるところにより表示する。 使用した添加物を、添加物に占める	<p>(3) の高いものから順に表示する。</p> <p>使用した肉様植たんが二種類以上ある場合は、(1)の規定にかかるわらず、「粒状・纖維状植物性たん白」又は「纖維状・粒状植物性たん白」と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。</p> <p>皮の原材料を、「皮」の文字の次に、括弧をして、「小麦粉、米粉、食鹽、植物油脂」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。</p> <p>二 加熱調理用の食用油脂の原材料は、「揚げ油」又は「いため油」の文字の次に、括弧をして、「大豆油、なたね油、ラード」等とその最も一般的な名称をもつて、配合された重量の割合の高いものから順に表示する。</p> <p>三 添付油等の原材料は、「添付油」、「添付調味料」、「たれ」又は「添付香辛料」の文字の次に、括弧をして、「綿実油」、「ラード」、「にく」、「しょうゆ」、「からし」、「ラー油」等とその最も一般的な名称をもつて、配合された重量の割合の高いものから順に表示する。</p>

レトルト パウチ 植物性食品 （たんぱく） フランジ食 品	「削る。」
--	-------

名称	内容量
一 カレー 「カレー」（野菜を原材料として使 用したカレー）であつて、食肉、鳥卵及び その加工品並びに魚肉を使用していな いものにあつては、「野菜カレー」と 表示する。	食用油脂、調味料又は香辛料を添付し たものにあつては、製品及びこれらのものの合計 の重量並びに製品の重量を、これらを添付 しないものにあつては、製品の重量を、グラ ム又はキログラムの単位で、単位を明記し て表示するとともに、内容重量の表示の文 字の次に、括弧をして、「○個入り」と 表示する。

重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の規定に従い表示する。ただし、添付油等の原材料に添加したものにあつては、添付油等の原材料名の表示に併記して、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。

二 一の規定にかかわらず、添加物を、添付油等の原材料以外の原材料に添加したもの及び添付油等の原材料に添加したものに区分して、添付油等の原材料に添加したものにあつては、「添付油」、「添付調味料」、「たれ」又は「添付香辛料」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。

（イル）
除く。）を

（イル）
除く。）を

二 ハヤシ、ゼンザイ、ハンバーグステーク及びミートボール
ハヤシにあつては「ハヤシ」と、ゼンザイにあつては「ゼンザイ」と、ハンバーグステーキにあつては「ハンバーグステーキ」又は「ハンバーグ」と、ミートボールにあつては「ミートボール」と表示する。

三 パスタソース
「パスタソース」と表示する。ただし、食肉を原材料として使用したものであつて臓器及び可食部分、魚肉並びに肉様植たんを使用していないものにあつては、「ミートソース」と表示する。

四 まあぼ料理のもと

「まあぼ料理のもと」と表示する。
ただし、豆腐又はなすとともに調理して食用に供するよう調製したものにあつては、それぞれ「まあぼ豆腐のもと」又は「まあぼなすのもと」と表示する。

五 混ぜごはんのもと

米又は麦を炊飯したもとに混ぜて食用に供するよう調製したものにあつては「ませごはんのもと」と、米又は麦とともに炊飯して食用に供するよう調製したものにあつては「たきごはんのもと」と、米又は麦を炊飯し、めごはんのもと」と表示する。ただし、「ませごはんのもと」、「たきこ

みごはんのもと」又は「いためごはんのもと」の文字の次に、括弧を付して、「五目ずしのもと」、「かまめしのもと」、「チヤーハンのもと」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

六

どんぶりもののもと

牛どんのもと（牛肉を原材料として使用したものであつて、それ以外の食肉、臓器及び可食部分並びに肉様植たんを使用していないものをいう。以下レトルトパウチ食品の項において同じ。）にあつては「牛どんのもと」と、それ以外のものにあつては「どんぶりもののもと」と表示する。ただし、牛どんのもと以外のものにあつては、「どんぶりもののもと」の文字の次に、括弧をして、「親子どんぶりのもと」、「かつどんのもと」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

七

シチュ

「シチュ」と表示する。ただし、「クリームシチュ」にあつては、「クリー
ムシチュ」と表示する。

八

スープ

「スープ」と表示する。ただし、「スープ」の文字の次に、括弧を付して、「コソメ」、「ポタージュ」等と製品の一般的な名称を表示することができ

九 和風汁物 「和風汁物」と表示する。ただし、

和風汁物

「和風汁物」の文字の次に、括弧をして、「かす汁」、「みそ汁」等と製品の一般的な名称を表示することがで

十 イ 米飯類

「米飯類」と表示する。ただし、「米飯類」の文字の次に、括弧をして、「赤飯」、「五目ごはん」、「かゆ」、「ぞうすい」等と製品の一般的な名称を表示することができ

十一 イ 食肉味付

「食肉味付」の規定にかかるらず、そなざいを添えたものにあつては、「べんとう」と表示する。

ロ 口 使用した食肉等（食肉並びに臓器及び可食部分をいう。以下レトルトパウチ食品（植物性たんぱく食品（コンビーフスタイル）を除く。）の項において同じ。）の名称の次に「味付」と表示する。ただし、「味付」の文字の次に、括弧を付して、「しょゆ味」、「みそ味」等との味付けを表す一般的な名称を表示することができる。

ロ 口 家きんの肉又は臓器及び可食部分をばい焼したものにあつては、「やきとり」と表示する。ただし、「やきとり」の文字の次に、括弧を付して、「しょゆ味」、「塩味」等とその味付けを表す一般的な名称を表示することができる。

ハ 食肉等の名称は、「牛肉」、「豚

肉」、「鶏肝臓」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、臓器及び可食部分の名称は、個別の「〇〇肝臓」等の臓器及び可食部分の名称に代えて、「〇〇もつ」と表示することができる。

二 小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付の食肉を使用したものにあつては、イの「味付」の文字の次に「・」を付して、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」と表示する。

十二 食肉油漬け

イ 使用した食肉の名称の次に「油漬」と表示する。ただし、小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付の食肉を使用したものにあつては、「油漬」の文字の次に「・」を付して、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」と表示する。

口 食肉の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。

十三 魚肉味付及び魚肉油漬け

イ 使用した魚肉の名称の次に「味付」又は「油漬」と表示する。ただし、「味付」の文字の次に、括弧を付して、「しょうゆ味」、「トマト味」等とその味付けを表す一般的な名称を表示することができる。

口 魚肉味付のうち、ばい焼したものにあつては、イの規定にかかわらず、「てり焼」又は「かば焼」と表

「削る。」	
-------	--

原材料名	
「パン粉」、「ズ」、「米」、「ユル」、「ん」、「ム」、「白」、「えび」、「イ」、「臓」、「牛」、「肉」、「鶏」、「卵」、「粒」、「状」、「植物性」、「たん」、「まぐろ」、「豚」、「肝」、「まぐろ」、「にんじん」、「マッシュ」、「ジン」、「豆」、「りんご」、「牛」、「乳」、「チ」、「でん」、「小麦」、「小麦粉」、「油揚げ」、「小麦粉」、「牛乳」、「でん」	<p>示すことができる。</p> <p>ハ 魚肉の名称は、「まぐろ」、「かつお」、「さば」、「うなぎ」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。</p> <p>二 小肉片又は碎き肉を詰めたものにあつては、イの「味付」又は「油漬宇土」の文字の次に「・」を付して、「小肉片」又は「碎き肉」と表示すること。ただし、小肉片にあつては「チャンク」と、碎き肉にあつては「フレーク」と表示することができる。</p> <p>十四 一から十三までに掲げるもの以外のものその内容物を識別できる最も一般的な名称をもつて表示する。</p> <p>一 使用した原材料にあつては、次に定めるところにより表示する。</p> <p>二 使用した原材料を、次の一から三までの区分により、一から三までの順に、それぞれ一から三までに定めるところにより表示する。</p>

粉」、「トマトペースト」、「牛
肉エキス」、「ウスター・ソ
ース」、「しょうゆ」、「みり
ん」、「綿実油」、「カレ
ー粉」、「こしょう」、「食塩」等
とその最も一般的な名称をもつ
て、原材料に占める重量の割合の
高いものから順に表示する。ただ
し、こしょうその他の香辛料にあ
つては、「香辛料」と表示するこ
とができる。

ハ 砂糖類にあっては、「砂糖」、
「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶど
う糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液
糖」、「高果糖液糖」等とその最も
一般的な名称をもつて表示し、砂糖
混合ぶどう糖果糖液糖にあっては
「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂
糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては
「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂
糖混合高果糖液糖にあっては「砂
糖・高果糖液糖」と表示する。ただ
し、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう
糖液糖及び高果糖液糖にあっては
「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう
糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖
液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつ
ては「砂糖・異性化液糖」と表示す
ることができる。

ハ 食肉油漬け又は魚肉油漬けであ
り、使用する砂糖類が二種類以上で
あり、その砂糖類の合計重量が調味
液の重量の百分の一に満たない場合

には、口の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。

二 使用した食肉等、魚肉、野菜若しくは果実又はつなぎが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「食肉等」（食肉のみを使用した場合は、「食肉」）、「魚肉」、「野菜・果実」（野菜のみを使用した場合は「野菜」）、果実のみを使用した場合は「果実」）又は「つなぎ」の文字の次に括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉、牛肝臓」、「まぐろ、たら、あさり」、「たまねぎ、にんじん、りんご」、「パン粉、でん粉」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

三 二 本 使用した肉様植たんが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「粒状・纖維状植物性たん白」、「粒状・纖維状植物性たん白」と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

二 本 使用した肉様植たんが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「粒状・纖維状植物性たん白」、「粒状・纖維状植物性たん白」、「粒状・纖維状植物性たん白」と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。スープであつて、うきみを加えた場合におけるうきみの原材料は、一の規定にかかるわらず、「うきみ」の文字の次に括弧を付して、「鶏肉、えび、えび、マッシュルーム、バーミセリー」等とその最も一般的な名前をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。テークアウトボンバーグス

「項を削る。」	「略」	「削る。」
---------	-----	-------

調理食品及び缶詰	名称	添加物	
次に定めるところにより表示する。 イ 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰 製品の内容を表す最も一般的な名	「同上」	次に定めるところにより表示する。 一 使用した添加物を、ソースの原材料以外の原材料に添加したるものにあつてはソースの原材料以外の原材料名の表示に併記して、ソースの原材料に添加したものにあつてはソースの原材料名の表示に併記して、それぞれ添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。 二 一の規定にかかわらず、添加物を、ソースの原材料以外の原材料に添加したもの及びソースの原材料に添加したものに区分して、ソースの原材料に添加したものにあつては「ソース」の文字に括弧を付して、原材料名に併記し表示することができる。	ルであつて、ソースを加えた場合におけるソースの原材料は、一の規定にかかるソースの原材料は、「ソース」の文字の次に括弧をして、「牛肉エキス、トマトペースト、りんごピューレー、ウスターソース、食塩、砂糖、こしょう」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

二

称を表示する。ただし、使用した食肉の名称の次に、「野菜煮」と表示し、又は特定の野菜を使用したものにあつては、「野菜煮」に代えて「たけのこ煮」等と表示することがで
きる。

口 食肉の名称は、「牛肉」、「鶏肉」等と最も一般的な名称をもつて表示する。

ハ 三種類以上の食肉を使用したものにあつては、イ及びロの規定にかかるわらず、「食肉野菜煮」と表示する。

ニ イからハまでの規定にかかわらず、一種類の野菜を配合したもので固形量に対する食肉の重量の割合が三十パーセント未満十パーセント以上もの及び二種類以上の野菜等の野菜、きのこ類、豆腐、しらたき等をいう。)を配合したもので固形量に対する食肉の重量の割合が二十パーセント未満十パーセント以上のものにあつては、「野菜煮」の文字の後に括弧を付して、使用した食肉の名称を「牛肉入り」、「鶏肉入り」等(三種類以上の食肉を使用したものについては、「食肉入り」と表示し、固形量に対する食肉の重量の割合が十パーセント未満のものにあつては、食肉の名称を付さず、「野菜煮(食肉入り)」と表示する。

カレー缶詰又はカレー瓶詰

原材料名	
<p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰、カレー缶詰又はカレー瓶詰及びシチュー缶詰又はシチュー瓶詰</p> <p>イ 「牛肉」、「たけのこ」、「しいたけ」、「焼豆腐」、「しらたき」、「こんぶ」、「りんご」、「しょうゆ」、「食塩」、「みみ」</p> <p>重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。</p>	<p>三 「カレー」と表示する。 「シチュー缶詰又はシチュー瓶詰」「シチュー」と表示する。ただし、クリームシチューにあっては、「シチュー（クリーム煮）」と表示する。</p> <p>四 その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰 イ 製品の内容を最もよく表す名称を表示する。</p> <p>ロ 牛肉、豚肉若しくは家きん肉以外の食肉、臓器若しくは可食部分を使用したカレー又は牛肉、豚肉、家きん肉若しくは舌以外の食肉、臓器若しくは可食部分及びそれらの加工品を使用したシチューにあっては、イの規定にかかわらず、当該食肉、臓器又は可食部分の名称を付して、カレー又はシチューと表示する。</p> <p>ハ 骨付の食肉を使用したものについては、名称の次に括弧を付して、「骨付」と表示する。</p>

そ」、「醸造酢」、「みりん」、「
「はちみつ」、「牛エキス」、
「たん白加水分解物」、「綿実
油」、「ゼラチン」、「こしょう」
等とその最も一般的な名称をもつて
表示する。ただし、こしょうその他の
香辛料にあつては、「香辛料」と
表示することができる。

八 砂糖類にあつては、「砂糖」、「
「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶど
う糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液
糖」、「高果糖液糖」等とその最も
一般的な名称をもつて表示し、砂糖
混合ぶどう糖果糖液糖にあつては
「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂
糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては
「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂
糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては
「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂
糖・高果糖液糖」と表示する。ただ
し、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう
糖液糖及び高果糖液糖にあつては
「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう
糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖
液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつ
ては「砂糖・異性化液糖」と表示す
ることができる。

八 使用した砂糖類が二種類以上の場
合は、口の規定にかかわらず、「砂
糖類」又は「糖類」の文字の次に括
弧をして、「砂糖、水あめ」等と
使用量の多いものから順に表示し、
砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖
を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖

果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

二 使用した食肉又は野菜がそれぞれ二種類以上の組合せである場合は、イの規定にかかわらず、「食肉」又は「野菜」の文字の次に括弧を付して、「牛肉、豚肉」又は「たけのこ、ごぼう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、使用した野菜が四種類以上の場合にあつては、高いものから順に三種類の野菜の名称を表示してその他の野菜の名称は「その他」と表示することができる。

ホ 食酢は、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により表示する。

二 調理食品瓶詰 その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰を使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。
イ 「舌」、「牛肉」、「鶏卵」、「たまねぎ」、「牛

「りんご」、「しょうゆ」、「塩」、「みそ」、「みりん」、「牛乳」、「トマトピューレー」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「植物油脂」、「粉乳」、「ゼラチン」、「でん粉」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、こしようその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

八 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」とその最も一般的な名称をもつて表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖及び砂糖混合高果糖液糖」と表示する。また、「砂糖・異性化液糖」と表示すれば、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

八 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、口の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖」、「水あめ」等と

二 使用量の多いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ホロ及びハの規定にかかわらず、使用する砂糖類が二種類以上であつて、砂糖類の合計重量が調味液の重量の百分の一に満たないときは、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。

ホ 使用した食肉又は野菜がそれぞれ二種類以上の組合せである場合は、イの規定にかかわらず、「食肉」又は「野菜」の文字の次に括弧を付して、「牛肉、豚肉」又は「たけのこ、ごぼう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、使用した野菜が四種類以上の場合には、高いものから順に三種類の野菜の名称を表示してその他の野菜の名称は「その他」と表示することができる。

「項を削る。」

原材料名	名称	炭酸飲料
		ヘ 食酢は、「醸造酢」又は「合成 酢」の区分により表示する。 ト イ及びホの規定にかかわらず、ひ き肉加工品等にあつては、その主要 原材料を、「肉だんご」等の名称の 次に括弧をして、「豚肉、鶏肉、 でん粉」等と原材料に占める重量の 割合の高いものから順に表示する。
二 印刷瓶詰の炭酸飲料でその品質に する表示をふたにするもの（以下「印 刷瓶詰炭酸飲料」という。）以外の炭 酸飲料について、表示する砂糖類の名 称が二種類以上となる場合は、一の規 定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖 類」の文字の次に、括弧をして、 「砂糖、ぶどう糖」等と多いものから 示する。	一 「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、 「高果糖液糖」、「オレンジ果汁」、 「乳酸菌飲料」等、その最も一般的な 名称を表示する。ただし、砂糖混合ぶ どう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶ どう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶ どう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶ どう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖 にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表 示する。	「炭酸飲料」と表示する。ただし、炭酸飲 料であることが明らかに識別できる他の適 切な名称を表示することができる。 料を使用した原材料を、原材料に占める重量の 高いものから順に、次に定めるところによ り表示する。

	豆乳類	果実飲料	
「削る。」	〔略〕	〔略〕	〔略〕

	豆乳類	果実飲料	
添加物	〔同上〕	添加物	〔同上〕
使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。 ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。	〔同上〕	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。た りがては、水の表示は、省略す ることができる。	三 印刷瓶詰炭酸飲料の場合には、「ぶ どう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液 糖」及び「高果糖液糖」にあつては 「液糖」と、「砂糖・ぶどう糖果糖液 糖」、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」及 び「砂糖・高果糖液糖」にあつては 「砂糖・液糖」と表示することができる。 四 原材料及び添加物として水及び二酸化炭素以外のものを使用している炭酸飲料にあつては、水の表示は、省略す ることができる。

							維 食物纖 維
別表第十 (第二条関係)	「同上」	ビタミンB ₁₂	ビタミンB ₆	パントテン酸	「同上」	「同上」	「同上」
たんぱく質 栄養成分及び熱量	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
八十一グラム	法 微生物学的定量	法 微生物学的定量	法 微生物学的定量	法 微生物学的定量	「同上」	「同上」	「同上」
	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

別表第十二（第七条關係）

別表第十二（第七条関係）

成分 栄養	高 い旨の表示の基 準値	食品百グラム当たりの表示										
		食品百グラム当たりの表示					食品百グラム当たりの表示					
銅	鉄			ムシカルウル		亜鉛		質ぱくん		食品百グラム当たりの表示		
リ グ ラ ム	(○ ・ 二 四 ミ)	(△ ・ ミ リ グ ラ ム)	(○ ・ 九 五 ミ)	ム 一 ・ 九 五 ミ	ム 五 ミ リ グ ラ ム	ム 二 百 十 ミ	ム 二 ・ 五 五 ミ	五 ラ ム (八 ・ 二 八 ミ)	十七 ・ 〇 グ	ム 当 たり の 場 合)	ム 当 たり 括 弧 内 は、 一 般 に 飲 用 に 供 す る 液 状 の 食 品 百 ミ リ リ ツ ト ル 当 た り の 場 合)	
(○ 八 八 ・)	ム グ ラ ミ リ 六 五 ・	ム グ ラ ミ リ 〇 ・	ム グ ラ ミ リ 七 十 ・	ム グ ラ ミ リ 八 五 ・	ム グ ラ ミ リ 〇 ・	ム 五 八 ・	ム 八 ・	ム 当 たり の 場 合)	ム 当 たり 括 弧 内 は、 一 般 に 飲 用 に 供 す る 液 状 の 食 品 百 ミ リ リ ツ ト ル 当 た り の 場 合)	ム 当 たり 括 弧 内 は、 一 般 に 飲 用 に 供 す る 液 状 の 食 品 百 ミ リ リ ツ ト ル 当 た り の 場 合)	ム 当 たり 括 弧 内 は、 一 般 に 飲 用 に 供 す る 液 状 の 食 品 百 ミ リ リ ツ ト ル 当 た り の 場 合)	
リ グ ラ ム	(○ ・ 一 一 ミ)	(△ ・ ミ リ グ ラ ム)	(○ ・ 四 九 ミ)	ム リ グ ラ ム (五 十 ミ)	ム 三 ミ リ グ ラ ム (五 十 ミ)	ム 百 五 ミ リ グ ラ ム (五 十 ミ)	ム 一 ・ 二 八 ミ	ム 当 たり の 場 合)	ム 当 たり 括 弧 内 は、 一 般 に 飲 用 に 供 す る 液 状 の 食 品 百 ミ リ リ ツ ト ル 当 た り の 場 合)	ム 当 たり 括 弧 内 は、 一 般 に 飲 用 に 供 す る 液 状 の 食 品 百 ミ リ リ ツ ト ル 当 た り の 場 合)	ム 当 たり 括 弧 内 は、 一 般 に 飲 用 に 供 す る 液 状 の 食 品 百 ミ リ リ ツ ト ル 当 た り の 場 合)	
(○ 四 四 ・)	ム グ ラ ミ リ 三 三 ・	ム グ ラ ミ リ 〇 ・	ム ラ ム リ グ ミ リ 三 十 ・	ム グ ラ ミ リ 四 三 ・	ム グ ラ ミ リ 〇 ・	ム 三 グ ・	ム 四 ・	ム 当 たり の 場 合)	ム 当 たり 括 弧 内 は、 一 般 に 飲 用 に 供 す る 液 状 の 食 品 百 ミ リ リ ツ ト ル 当 た り の 場 合)	ム 当 たり 括 弧 内 は、 一 般 に 飲 用 に 供 す る 液 状 の 食 品 百 ミ リ リ ツ ト ル 当 た り の 場 合)	ム 当 たり 括 弧 内 は、 一 般 に 飲 用 に 供 す る 液 状 の 食 品 百 ミ リ リ ツ ト ル 当 た り の 場 合)	
ム (○ ・ 〇 八 ミ リ グ ラ ム)	グラム			ム 〇 ・ 六 五 ミ リ グ ラ ム	ム 〇 ・ 六 五 ミ リ グ ラ ム	ム 七 十 ミ リ グ ラ ム (ム 〇 ・ 六 五 ミ リ グ ラ ム)	ム 〇 ・ 八 五 ミ リ グ ラ ム	ム 〇 ・ 八 五 ミ リ グ ラ ム (ム 〇 ・ 八 五 ミ リ グ ラ ム)	ム 当 たり の 場 合)	ム 当 たり 括 弧 内 は、 一 般 に 飲 用 に 供 す る 液 状 の 食 品 百 ミ リ リ ツ ト ル 当 た り の 場 合)	ム 当 たり 括 弧 内 は、 一 般 に 飲 用 に 供 す る 液 状 の 食 品 百 ミ リ リ ツ ト ル 当 た り の 場 合)	ム 当 たり 括 弧 内 は、 一 般 に 飲 用 に 供 す る 液 状 の 食 品 百 ミ リ リ ツ ト ル 当 た り の 場 合)

成分 栄養 成分	食品百グラム当たりの表示の基準値										含む旨の表示の基準値				
	食品百グラム当たりの表示の基準値					含む旨の表示の基準値					食品百グラム当たりの表示の基準値				
銅	鉄			ムシカル		「同上」		亜鉛		質ぱくん		「同上」		は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの表示の基準値	
リグラム ○・二七ミ	(一・〇二) ミリグラム	(一・〇四ミ) リグラム	二・〇四ミ	(一・〇二) ミリグラム	二・〇四ミ	二・〇四ミ	二・〇四ミ	(一・三二) リグラム	二・六四ミ	一・ラム (八・二グ)	十六・二グ	一・ラム (八・二グ)	一・ラム (八・二グ)	ム当たりの括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの表示の基準値	食品百グラム当たりの表示の基準値
○九・	ムグラ ミリ	六八	〇・	ラム	リグ	八ミ	六十	ムグラ ミリ	八八	一・ラム (八・一グ)	八八	一・ラム (八・一グ)	一・ラム (八・一グ)	ム当たりの括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの表示の基準値	百キロ力
リグラム ○・一四ミ	(一・〇五) ミリグラム	(一・〇二ミ) リグラム	一・二ミ	(一・〇二) ミリグラム	一・二ミ	百二	一・二ミ	(一・六六) リグラム	一・三二ミ	一・ラム (四・一グ)	八・一グ	一・ラム (四・一グ)	一・ラム (四・一グ)	ム当たりの括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの表示の基準値	食品百グラム当たりの表示の基準値
○五・	ムグラ ミリ	三四	〇・	ラム	リグ	四ミ	三十	ムグラ ミリ	四四	一・ラム (四・一グ)	四四	一・ラム (四・一グ)	一・ラム (四・一グ)	ム当たりの括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの表示の基準値	百キロ力
ム(〇・〇九ミリグラム)	グラム			ム(〇・六八ミリグラム)	ム(〇・六八ミリグラム)	六十八	六十八	ム(〇・八八ミリグラム)	〇・八八ミリグラム	八・一グラム (四・一グラム)	〇・八八ミリグラム	八・一グラム (四・一グラム)	八・一グラム (四・一グラム)	リ(括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの表示の基準値)	食品百グラム当たりの表示の基準値

E ミンタ	D ミンタ	「略」	B ₁₂ ミンタ	「略」	B ₁ ミンタ	「略」	ント酸テン	「略」	ムミリグラ
(○・九八ラム)一・九五ミ	グラム)五マイクロ(一・三	グラム)五マイクロ(一・二	グラム)○マイクロ(一・六	ムイクログラム)一・二〇マ	ミリグラム)○・三〇ミ	ミリグラム)○・八三	ミリグラム)一・六五ミ	ミリグラム)一・二	
ミリ五〇・	ムグラロイ	ムグラロイ	ムグラロイ	ムイクログラム)四〇・	ムミリグラム)一〇・	ムミリグラム)五五〇・	ムミリグラム)五五〇・	ムグラミリ	
(○・四九ラム)一・九八ミ	グラム)ハマイクロ(一・六	グラム)ムイクログラム)一・三五マ	グラム)○マイクロ(一・三	ムイクログラム)○・六〇マ	ミリグラム)○・一五ミ	ミリグラム)○・八三ミ	ミリグラム)○・八三ミ	ミリグラム)○・〇六	
ミリ三〇・	ムグラロイ	ムグラロイ	ムグラロイ	ムイクログラム)二〇・	ムミリグラム)〇五・	ムミリグラム)二八〇・	ムミリグラム)二八〇・	ムグラミリ	
グラム)ム(○・六五ミリグラム)一・六五ミ	マイクログラム)九〇マイクロ	マイクログラム)九〇マイクロ	マイクログラム)○・四〇マイクロ	グラム)○・四〇マイクロ	ム(○・一〇ミリグラム)一・一〇ミリグラ	ム(○・一〇ミリグラム)一・一〇ミリグラ	ム(○・五五ミリグラム)一・五五ミリグラ	グラム)	

E ミンタ	D ミンタ	「同上」	B ₁₂ ミンタ	「同上」	B ₁ ミンタ	「同上」	ント酸テン	「同上」	ムミリグラ
(○・九五ラム)一・八九ミ	グラム)三マイクロ(一・八	グラム)ムイクログラム)一・六五マ	グラム)六マイクロ(一・三	ムイクログラム)○・七二二マ	ミリグラム)○・三六ミ	ミリグラム)○・七二	ミリグラム)一・四四ミ	ミリグラム)一・一四	
ミリ六〇・	ムグラロイ	ムグラロイ	ムグラロイ	ムイクログラム)二〇・	ムミリグラム)一〇・	ムミリグラム)四八〇・	ムミリグラム)四八〇・	ムグラミリ	
(○・四七ラム)一・九五ミ	グラム)一マイクロ(一・四	グラム)ムイクログラム)一・八三マ	グラム)八マイクロ(一・一	ムイクログラム)○・三六マ	ミリグラム)○・一八ミ	ミリグラム)○・三六	ミリグラム)一・七二ミ	ミリグラム)一・〇七	
ミリ三〇・	ムグラロイ	ムグラロイ	ムグラロイ	ムイクログラム)一〇・	ムミリグラム)〇六〇・	ムミリグラム)二四〇・	ムミリグラム)二四〇・	ムグラミリ	
グラム)ム(○・六三ミリグラム)一・六三ミ	マイクログラム)五五マイクロ	マイクログラム)五五マイクロ	マイクログラム)○・二四	グラム)○・二四マイクロ	ム(○・一二ミリグラム)一・一二ミリ	ム(○・一二ミリグラム)一・一二ミリ	ム(○・四八ミリグラム)一・四八ミリ	グラム)	

食品	表示事項	表示の方法		
「略」	「略」	「略」	「ミリグラム」	「ミリグラム」
「略」	「略」	「略」	「ミリグラム」	「ミリグラム」
「項を削る。」	「項を削る。」	「項を削る。」	「10℃以下で保存すること」と表示する。 （糖用屈折計の示度が六十ブリックス度以下の中のものにあつては、「開封後は、10℃以下で保存すること」と表示す る。）	（糖用屈折計の示度が六十ブリックス度以下の中のものにあつては、「開封後は、10℃以下で保存すること」と表示す る。）

食品	表示事項	表示の方法		
「同上」	「同上」	「同上」	「ミリグラム」	「ミリグラム」
「同上」	「同上」	「同上」	「ミリグラム」	「ミリグラム」
魚肉ハム 及び魚肉 率 でん粉 （加工でん粉を含む。）、小麦粉、コ 含有	マカロニ 類	即席めん 調理方法	1 糖用屈折計の示度が六十ブリックス度以下の中のものにあつては、「開封後は、10℃以下で保存すること」と表示する。 2 缶詰であつて内面塗装缶以外の缶を使用したものにあつては、「開缶後は、ガラス等の容器に移し換えること」と表示する。 （調理直後は、容器に直接手を触れないこと）等と、容器を加熱しないものにあつては、「やけどに注意」等と表示する。	（調理直後は、容器に直接手を触れないこと）等と、容器を加熱しないものにあつては、「やけどに注意」等と表示する。

「項を削る。」	品 うに加工	「略」	「削る。」	

もの うに あえ	品 うに 加工	「同上」		ジ ソーセー
率 塩 うに 含有	率 塩 うに 含有	「同上」	にいを名 に限る。 い用の品 一場し用 合て語に 語	合をパッセ種せて 魚ンはムがの 麦むん(加 に超えて 魚ンはジ肉ト九に、含ン粉)を えセはジ肉ト十にソ、パあ魚有ミ及び る。ン十にソ、パあ 普 つ肉有 び 一場ト五あ 特 つセ通せてハ率ルコ小含
表示する。 パーセントの単位で、単位を明記して	表示する。 パーセントの単位で、単位を明記して	「同上」	別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセー ジの名称の項に規定する名称の用語を 表示する。	の単位で、単位を明記して表示する。 （例：ミール等の含有率）をパーセント

冷凍フライ	ボイル、 ミート、 冷凍	凍 ミー ト、 キ、 冷	凍 ハ ン バ ス、 グ、 冷	春 巻、 冷 凍	ざ、 よ う	ぎ、 冷 凍
冷凍フライ	食品	類、 冷凍	凍 フ ラ イ	調理	冷	冷凍
脂ト十あび一ぱつた油ン五に凍衣 で一ぱつフ、一ても脂ト十あ魚の 揚食一てラ冷セはので一ぱつフ率 げ用セはイ凍ン六に揚食一てラ一 た油ン五にえト十あげ用セはイ冷	「同上」	め 塩 蔵 わか か	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
	実比率を下回らない五の整数倍の数値 により、パーセントの単位をもつて、 単位を明記して表示する。	に 限 る。 い な い 場 合	使 用 し て	名 称 の 用 語	名 称 の 用 語 (商品名に て)	使 用 方 法

別表第四のうにあえものとの名称の項に定める名称の用語を表示する。

る。んび米ルユフグンツ
類冷飯、ボイジ冷バシユ
に凍類冷ジシ冷バシユ
限め及凍丨シ凍丨ハ

油ン五にかト十あげ用セ五にいト十あ下六び当去ら又を部もも脂トパても
脂ト十あき一パつた油ン十あか一パつのグのたし尾は除及のので、丨はの
で一パッフ、丨ても脂ト五つフ、丨てもラ重りた扇こ去びで以揚食六に
揚食丨てラ冷セはので一パてラ冷セはのム量の一をれし甲頭外げ用セ十あ
げ用セはイ凍ン六に揚食丨はイ凍ン六に以がえ尾除か、殻胸のた油ン五つ

はざ冷 はい凍皮 四に凍セ二にしの 十あぎン十あゆ率 五つよト五つうへ パてう、パてま冷	るるトパても脂ト五つツ及 ても脂ト十あコトパつた こも はのでへパてレビセはのでへパつロ ても のを六に揚食 はツ冷ン四に揚食 てツ、 はの に超セ十あげ用セ五に凍ト十あげ用セはケ冷セ六に 限えン五つた油ン十あカ パつた油ン三に凍ン十あ
単位を明記して表示する。により、比率を下回らない五の整数倍の数値	

込ソえソーん ーた旨ス だで又を 旨煮は加	るた包結げ用れ器凍揚食 。も装した油た包結げ用 のに、後脂旨装した油 に入容、でーに、後脂 限れ器凍揚食入容、で	内 容 の難 度に 理が個 個に限 る。いも困 数数	使 用方 法 のに限 る。セ ント十 ぱつ油 ン五に ても脂 ト十あ 冷ー セ六に 揚食 ト十あ 用セ は春 ト、 に超 えるも に限 る。ー
だ旨を表示する。 ソースを加えた旨又はソースで煮込ん	食用油脂で揚げた後、凍結し、容器包 装に入れた旨を表示する。	示 す る。 <input type="radio"/> 個入り、 <input type="radio"/> 尾入り、 <input type="radio"/> 枚入り等と表 示する。	解 凍方 法、 調 理方 法等を表 示する。

率魚 バッ（肉 シ冷の グユ凍含 又ハフ有	るのセが肉あ除びてもス具（トビン率食 もン四のつくソはのを又こボ冷バ（肉 のト十含て。）に加はれ凍一冷の に未パ有、）ス具あえソらミグ凍含 限満率食でを及つたにル及ハ	ルツはンイルミバ（ にシ冷バッ、キ冷 限ユ凍シ冷ト、グ凍 る。ボフグユ凍ボ冷スハ ）イ又ハフ凍テン
示する。 示す。単位を明記した魚肉の含有率を表	実含有率を上回らない五の整数倍の数 値により、パーセントの単位をもつ て、単位を明記した食肉の含有率を表	示する。実含有率を上回らない五の整数倍の数 値により、パーセントの単位をもつ て、単位を明記した食肉の含有率を表

「項を削る。」	「項を削る。」
---------	---------

調理方法	調理方法	食品の特性に応じて表示する。
はいドン十あドざル皮 二にしト五つぱ又ドの 十あゆ、パでおはぎ率 五つうチ！はずチよ（ パてマルセ四にルうチ	「加熱調理すること」等と表示する。	るのセが肉でを又った！にルツは 。もン四のあ除はてもス具（シ冷 のト十含つくソはのを又こユ凍 に未パ有て。！、に加はれボフ 限満！率魚（ス具あえソら）イ
実比率を下回らない五の整数倍の数値 により、パーセントの単位をもつて、 単位を明記して表示する。		

れ割肉割肉に用一 も合の合の占語野 チが重及重めへ菜 ルい量び量るあ ドズの魚の食んの	限な表肉たてのて合よ割肉に用「 る。い示の主、一、にり合の占語魚 」場し名た使部商高が重めへ肉 合て称る用と品あい食量るあ にいを魚しし名つ場肉の魚んの	の「チルド」 用語	るるン五にチ 」場ト十あルセ 合をパつドン に超।て春ト 限えセは巻、
「魚肉」と表示する。 「チルド」と表示する。	「チルド」と表示する。		

く。
（）

理内容に以外のものに限る。」も「に以を温も調							限外含めのむるへ單な量の「にいへに以を温も調	理内容に以外のものに限る。」も「に以を温も調
シチュード	と牛どんのも	まあぼ料理	スパスタソーネ	ハヤシカレー及び	名称	その含有率を表示する。	パーセントの単位で、単位を明記した	「〇人前」と表示する。
又のしくは魚加工肉品	はそ	食肉	魚肉	食肉又は	又は魚肉	の加工品	しくはそ	食肉等若
ン三あチリン六 トパつユートパ ーでトムヘー セはにシクセ	セ二 ント トバ ー	ン六 ント バ ー	ン六 ント バ ー	トパ ー	トパ ー	トパ ー	トパ ー	トパ ー

農産物缶詰及び農産物瓶詰	〔略〕
なこあきる易のし限めくなりびユコニイラこんへ類形 いのつるこに形、るたん及果ル、ガ、れの状 限て瓶と確状内。もび実トマトスアたん農(一 りは詰が認を容たのををぎムツなコ、スケン で、にです容物だに詰除んく及シメトスパのこ物種	1 その形状を最もよく表す用語を表 示する。

農産物缶詰及び農産物瓶詰	〔同上〕
なこあきる易のし限めくなりびユコニイラこんへ類形 いのつるこに形、るたん及果ル、ガ、れの状 限て瓶と確状内。もび実トマトスアたん農(一 りは詰が認を容たのををぎムツなコ、スケン で、にです容物だに詰除んく及シメトスパのこ物種	1 下が たが 割欄 に限 る。同 表に 掲げ たと き満 げの

ハンバーグ及 びミートボーリー	四十 セント 一
--------------------	----------------

は「二つ割り」と、四つ割りのものにあつては「四つ割り」と、乱切りのものにあつては「乱切り」と、千切りのものにあつては「千切り」と、不定形のものにあつては「不定形」と、薄切りのものにあつては「薄切り」と、ランダムスライスにあつては「ランダムスライス」と、カットのものにあつては「カット」と、カット・ヘッドのものにあつては「カット・ヘッド」と、輪切りのものは「カット・ヘッド」と、輪切りのものにあつては「輪切り」と、くさび形のものにあつては「くさび形」と、縦割りのものにあつては「縦割り」と、角柱形のものにあつては「角柱形」と、立方形のものにあつては「立方形」と、その他のものにあつてはその形状を最もよく表す用語を表示する。ただし、たけのこの全形を縦に二つに切断したものについては「二つ割り」に代えて「割」と、ホール又はボタンをほぼ四等分したものにあつては「四つ割り」に代えて「クオーター」と、マッシュルームのかさ及び茎を不規則に切断したものにあつては「不定形」に代えて「ピース・ステムス」と、マッシュルームのホール又はボタンを厚さ二ミリメートル以上八ミリメートル以下に軸に平行に切断したものにあつては「薄切り」に代えて「スライス」と表示することができます。アスパラガスの表皮を除いたもの

「削る。」

にあつては、「ロング」、「スピア」又は「チップ」等の形状を示す文字の次に、括弧をして、「皮むき」と表示することができる。

3 こう付きのさくらんぼにあつては「全形こう付」又は「全形枝付」と、皮付きのあんずにあつては「全形」又は「丸あんず」の文字の次に括弧を付して「皮付」と表示することができる。

ない。	この限りで	い場合	把握できな	ら大きさを	的理由等か	程上の技術	し、製造工	るものに限	形を詰めた	けのこの全	大きさ（た
-----	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

分るに容区よ器		の略号及びそ	記号及びそ	合」と表示する。
缶二号	缶一号			
五又四個は個	五又四個は個	(L)	大	大きさ
以下十個以上	以下十個以上	(M)	中	
以下五個十下	以下五個十下	(S)	小	
上個十六以	上個十六以	(T)	特小	

にあつては、一の規定にかかる「ロング」、「スピア」又は「チップ」等の形状を示す文字の次に、括弧をして、「皮むき」と表示する。

3 こう付きのさくらんぼにあつては「全形こう付」又は「全形枝付」と、皮付きのあんずにあつては「全形」又は「丸あんず」の文字の次に括弧を付して「皮付」と表示する。

次の表に掲げる区分による大きさを表示する記号又はその略号により表示し、かくは特小である旨又はその略号が示す内容個数を表示する。ただし、大きさを示す内は、その略号が大、中、小若しくては、その略号が示す内は、その略号が示す内そろえていないものにあつては、「混

「削る。」	
-------	--

し、 る。 もの のに ただ 製造工	ブを 詰め た た だ	リ及 びチ ツア	イ、 スピ ピア	グス ピロ	ガス ピアン	(アス パラ	基部 の太さ	
皮付 き(基 部)	基部 の太さ	にあ つては、 「混 合」 と表 示す。	次 の表 に掲 げる 区分 によ る基 部の 太さ	を表 す記 号又 はそ の略 号に より表 示す。	し、 かつ、 基部の 太さの 略号を 表示す	大、 中若しくは 小である 旨又はそ の略	号が 示す基 部の太 さをそ ろえてい ないもの	その表 示す基 部の太 さを表 示する。
皮 むき (基 部)	基部 の太さ	も詰 びの 瓶及 びの 缶の 他の その 型も その 容積 の個 数と する。	缶七 号	缶五 号	缶四 号	缶三 号	五又 四個	四又 六個
さ を表 示す。	上 下個	五又 六個	五又 六個	五又 六個	五又 六個	五又 六個	五又 六個	五又 六個

〔削
る。〕

11

削る。

果肉の大きさ（果実）

分るにによる形状										みつぼ	二十二ミリ メートル以 上三十ミリ メートル未 満								
開き																			
一 ト ル 未 満	一 ト ル 未 満	一 ト ル 以上	二 十 ミ リ メ	一 ト ル 未 満	五 十 ミ リ メ	一 ト ル 以上	三 十 ミ リ メ	ト ル 未 満	十 ミ リ メ	ト ル 未 満	十 ミ リ メ	ト ル 以上十	十 六 ミ リ メ	ト ル 以上	二 十二 ミ リ メ	ト ル 未	二 十二 ミ リ メ		
小 (P)		中 (E)			大 (J)		特小 (T)		小 (S)				中 (M)			大 (L)	その略号		

い。限り合は、きさを程上に割りを詰め
りでない場理由のたるものに限る。
なこの果肉の大きさを技工に詰めただ
し、大きさをそろえていなしもの
にあつては、「混合」と表示する。

2 表示する場合にあつては、その略号
が大、中若しくは小である旨又はそ
の略号が示す果肉数を表示する。た
だし、大きさをそろえていなしもの
もも、洋なし及び和なし以外のも
のを詰めたものにあつては、果肉数
又は果肉の大さきを表す記号（大、
中又はSの別）、若しくはその略号（
L、M又はSの別）により表示し、
かつ、果肉の大さきの略号を表示す
る場合にあつては、その略号を表示す
る。ただし、大きさをそろえていなしものにあつ
ては、「混合」と表示する。

分区るよに器容				略び記号	そ号の及
五号	缶四号	缶二号	缶一号		
三個以	下三個以	下八個以	以下三十個	大(L)	果肉の大さき
四個以	以下六個個以	個上九個以下二以	個四十個以下五上一	中(M)	
六個以	以上七個以下九個個以	下六個以上十三個以十個	以下六個四十個以上六	小(S)	

「削る。」

い。限り合は、きさを、理由の程上、し、限る。及び、ほ、にさくらん。果粒の大きさへ全果粒のもの並びにさくらん。

果粒の大きさ

果粒の大きさ

2
Sの別) みかん以外のものを詰めたものには、Sの別) により表示し、かつ、果粒の大きさの略号を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。

1
果粒数又は次の一表に掲げる区分によつては、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、

2
あつては、果粒数又は果粒の大きさを示す記号(大粒、中粒又は小粒の別)若しくはその略号(L、M又はSの別)により表示し、かつ、果粒の大きさの略号を表示する場合にあつては、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。

缶	その他の缶型の瓶及も詰びのの
下	千グラム当り十五個以下
以下五個	千グラム当り十六個以上二十五個以下
以下七個	千グラム当り二十個以上六個以下

[削る。] [略]		[削る。] []
--------------	--	--------------

〔削る。〕	〔削る。〕
-------	-------

畜産物缶 詰及び畜 産物瓶詰	内 容 個 数 (家 きん 卵 を 詰 め た も の に 限 る。)	「〇〇個」と表示する。	「削 る。」 [略]	「削 る。」 [略]

畜産物缶 詰及び畜 産物瓶詰	内 容 個 数 (家 きん 卵 を 詰 め た も の に 限 る。)	「ル 缶 詰 に 限 る。」 「 イ ン ア ッ ブ 」 は 図 柄 「 パ 」 写 真 、 絵 又 は 形 状 を 表 す	「同上」	「 シ テ し た も の に 使 用 す る。」 「マ ツ シ ユ ル チ 塩 蔵 し た
ドミート ン 詰 、 コー 肉 又 は 食 肉 の 名 称 肉 缶 詰 肉 瓶	畜 産 物 詰 及 び 畜 産 物 瓶 詰 の う ち 家 き ん 卵 を 詰 め た も の に 限 る。)	「〇〇個」又は「〇〇〇個」 「〇〇〇〇個」(下限の個数は上限の個数の八 十パ ーセント以上であること。)と表示す る。	「同上」	「 シ テ し た も の に 使 用 す る。」 「マ ツ シ ユ ル チ 塩 蔵 し た

使用した食肉の名称を表示する。

「削る。」

瓶詰調理食品及び	「削る。」	「削る。」	「略」

瓶詰調理食品及び	「同上」	限る。(が明らかな場合に)
たるものに限る。食肉を骨付きの使用して、他の用語(「骨付」)であります。他の調理食品の罐詰又は瓶詰の表示しない場合に限り、「骨付」の用語を表示する。	「骨付」の用語を表示した商品名を表示する。	使用した食肉の名称を表示する。
「骨付」の用語を表示する。		

〔略〕	「削る。」
-----	-------

〔同上〕	のに限る。(も) に以上(の)も トパーセンが 一割合 量の重	加工品の重 にそれらの きん卵並び 部分及び家	脳器、可 食肉並び 食肉、可食	する食 内容 固形量又は	量に對 形量又は 量に對	詰であつて 詰であつて 詰であつて	調理食品瓶 調理食品瓶 調理食品瓶	はその他の はその他の はその他の	食品缶詰 食品缶詰 食品缶詰	瓶詰及びそ 瓶詰及びそ 瓶詰及びそ	にそれらの 加工品の重 にそれらの	量の割合 加工品の重 量の割合	脳器、可食 食肉並び家 脳器、可食	する食肉、可 内容量又は 固形量又は	る。)
実混合割合を上回らない、十の整数倍 の数値により、パーセントの単位をも つて、表示する。															

[籠]

別表第一一十（第八条関係）	
食品	表示の方式
農産物缶詰及び農産物瓶詰	〔籠〕
名称 形状 原材料名 添加物 原料原産地名 固形量 内容量 賞味期限 保存方法 使用上の注意 原産国名 製造者	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、「固形分」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、「固形分」及び「%」の文字はJIS Z八三一〇五に定める九ポイントの活字以上、固形分を表示する数字は十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 〔卵を詰む。〕

[回上]

別表第一一十（第八条関係）	
食品	表示の方式
農産物缶詰及び農産物瓶詰	〔回上〕
名称 形状 大きさ 基部の太さ 粒の大きさ 果肉の大きさ 内容量 内容個数 原材料名 添加物 原料原産地名 固形量 内容量 賞味期限 保存方法 使用上の注意 原産国名 製造者	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 「冷凍原料使用」（凍結させたアスパラガスを使用したものに限る。）、「もどし豆」及び「もどし原料使用」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであつて、かつ、JIS Z八三〇五に定める二十ボイント（缶又は瓶の胴の面積が二百五十平方センチメートル未満の密個数又は使用上の注

備考
別記様式一の備考の規定によるほか、使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、使用上の注意欄に表示箇所を表示す

れば、他の箇所に表示
することができる。

〔号を置く。〕

意を一括して表示すること
が困難な場合に
は、大きさ、基部の大
きさ、粒の大きさ、果肉
の大きさ、果粒の大
きさ、内容個数又は使用
上の注意の欄に表示箇
所を表示すれば、他の
箇所に表示することが
できる。

二 「冷凍原料使用」
(凍結させたパインア
ップルの果肉を使用し
たものに限る。)の用
語は、商品名の表示さ
れている箇所に近接し
た箇所に、商品名の高
さの三分の二以上の高
さであって、かつ、J
ISZ八三〇五に定め
る二十ポイントの活字
以上の大きさの統一の
とれた文字で表示す
るものに表示する場合に
あつては、十四ポイント
(凍結させたパインア
ップルの果肉を使用し
たものに限る。)の用
語は、商品名の表示さ
れている箇所に近接し
た箇所に、商品名の高
さの三分の二以上の高
さであつて、かつ、J
ISZ八三〇五に定め
る二十ポイントの活字
以上の大きさの統一の
とれた文字で表示す

三 「固形分」の用語
は、商品名の表示され
てある箇所に近接した
箇所に、「固形分」及
び「%」の文字はJ I
S Z八三〇五に定め
る二十ポイントの活字
以上の大きさの統一の
とれた文字で表示す
る。「固形分」の用語
は、商品名の表示され
てある箇所に近接した
箇所に、「固形分」及
び「%」の文字はJ I
S Z八三〇五に定め
る二十ポイントの活字
以上の大きさの統一の
とれた文字で表示す
る。

〔盤〕

〔図上〕

			ジヤム類	別記様式一の規定によ る。
			〔回上〕	第八条各号（第三号を除 く。）の規定によるほか、 使用上の注意は、明瞭に表 示する。
			〔回上〕	第八条各号（第三号を除 く。）の規定による。
畜産物缶 詰及び畜 産物瓶詰	〔略〕	第八条各号（第三号を除 く。）の規定による。	マカロリ類	名称 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 調理方法 原産国名 製造者
畜産物缶 詰及び畜 産物瓶詰	〔略〕	第八条各号（第三号を除 く。）の規定によるほか、 次に定めるところによる。 一 食肉の名称は、商品 名の表示されていいる箇 所に近接した箇所に、	備考	別記様式一の備考の規 定によるほか、調理方 法を一括して表示する ことが困難な場合に は、調理方法の欄に表 示箇所を表示すれば、 他の箇所に表示するこ とができる。

〔略〕 〔項を削る。〕	〔号を削る。〕												
<p>ジ 魚肉ハム 及び魚肉 ソーセー</p> <p>〔回上〕</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>原材料名</td> </tr> <tr> <td>添加物</td> <td>原料原産地名</td> </tr> <tr> <td>でん粉含有率</td> <td>内容量</td> </tr> <tr> <td>賞味期限</td> <td>販売方法</td> </tr> <tr> <td>保存方法</td> <td>原産国名</td> </tr> <tr> <td>製造者</td> <td>備考</td> </tr> </table>	名称	原材料名	添加物	原料原産地名	でん粉含有率	内容量	賞味期限	販売方法	保存方法	原産国名	製造者	備考	
名称	原材料名												
添加物	原料原産地名												
でん粉含有率	内容量												
賞味期限	販売方法												
保存方法	原産国名												
製造者	備考												
第八条各号（第三号を除く。）の規定による。	商品名の高さの二分の一以上の高さであつて、かつ、J I S Z 八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。												

別記様式一の備考の規定による。

〔監〕
〔項を置く。〕

〔加工〕
〔品及びそのにあつての〕

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
塩うに含有率
内容量
賞味期限
保存方法
原産国名
製造者

備考
別記様式一の備考の規定による。

〔回上〕

〔監〕

〔項を置く。〕

〔監〕

名称
原材料名
原料原産地名
衣の率又は皮の率
内容量
賞味期限
保存方法

名称
原材料名
原料原産地名
衣の率又は皮の率
内容量
賞味期限
保存方法
原産国名
製造者

調理冷凍
食品(冷凍)
フライ
類、冷凍
しゅうま
い、冷凍
や、冷凍
春巻、冷
凍ハンバ
ーグステ
ニキ、冷
凍バーと
ボーバ、

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。
一 使用方法又は内容個数は、容器包装の見やすさに定める八三〇五に定める八ポイント（表示可能な面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のおおむね百五十平方センチメートル以下の大さきの統一のとれた文字で表示する。）の活字以上の大さきの統一のとれた文字で表示する。

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。
一 使用方法又は内容個数は、容器包装の見やすさに定める八三〇五に定める八ポイント（表示可能な面積がおおむね百五十平方センチメートル以下の大さきの統一のとれた文字で表示する。）の活字以上の大さきの統一のとれた文字で表示する。

別記様式一の備考の規定によるほか、添加物を原材料名に併記しない

		「項を削る。」
備考 別記様式一の備考の規定によるほか、添加物を原材料名に併記しない	名称 原材料名 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者	チルドハンバーグ ステーキ 及びチルディナー ボール （表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下）の活字以上の大さきの統一のとれた文字で表示する。
一一 食用油脂で揚げた後、凍結し、容器包装に入れた旨は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、JISZ八三〇五に定める十六ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示す。	二 ソースを加えた旨、ソースで煮込んだ旨及び食肉又は魚肉の含有率は、容器包装の見やすい箇所に、JISZ八三〇五に定める十六ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。	三 ソースを加えた旨、ソースで煮込んだ旨及び食肉又は魚肉の含有率は、容器包装の見やすい箇所に、JISZ八三〇五に定める十六ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

<p>〔項を置く。〕</p> <p><u>ホルダ類</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>名称</td><td>いで表示する場合にあつては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。</td></tr> <tr> <td>原材料名</td><td>第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めねむいにによる。</td></tr> <tr> <td>原料原産地名</td><td>一 「ホルダ」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであつて、かつ、JIS Z八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大字の統一のとされた文字で表示する。</td></tr> <tr> <td>皮の率</td><td>二 「魚肉」の用語は、商品名の高さの二分の一、かつ、JIS Z八三〇五に規定する十四ポイントの活字以上の大字の統一のとされた文字で表示する。</td></tr> <tr> <td>内容量</td><td>三 「野菜」の用語は、商品名の表示され箇所に近接した箇所に、商品名の高さの一以上の高さであつて、かつ、JIS Z八三〇五に定める十四</td></tr> <tr> <td>賞味期限</td><td></td></tr> <tr> <td>保存方法</td><td></td></tr> <tr> <td>調理方法</td><td></td></tr> <tr> <td>原産国名</td><td></td></tr> <tr> <td>製造者</td><td></td></tr> </table> <p>備考</p> <p>別記様式一の備考の規定によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>一 添加物を原材料名に併記しない場合に併記しない場合に表示する場合は、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。</p> <p>二 調理方法を一括して表示することに困難な場合は、調理方法の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所</p>	名称	いで表示する場合にあつては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。	原材料名	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めねむいにによる。	原料原産地名	一 「ホルダ」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであつて、かつ、JIS Z八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大字の統一のとされた文字で表示する。	皮の率	二 「魚肉」の用語は、商品名の高さの二分の一、かつ、JIS Z八三〇五に規定する十四ポイントの活字以上の大字の統一のとされた文字で表示する。	内容量	三 「野菜」の用語は、商品名の表示され箇所に近接した箇所に、商品名の高さの一以上の高さであつて、かつ、JIS Z八三〇五に定める十四	賞味期限		保存方法		調理方法		原産国名		製造者		
名称	いで表示する場合にあつては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。																				
原材料名	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めねむいにによる。																				
原料原産地名	一 「ホルダ」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであつて、かつ、JIS Z八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大字の統一のとされた文字で表示する。																				
皮の率	二 「魚肉」の用語は、商品名の高さの二分の一、かつ、JIS Z八三〇五に規定する十四ポイントの活字以上の大字の統一のとされた文字で表示する。																				
内容量	三 「野菜」の用語は、商品名の表示され箇所に近接した箇所に、商品名の高さの一以上の高さであつて、かつ、JIS Z八三〇五に定める十四																				
賞味期限																					
保存方法																					
調理方法																					
原産国名																					
製造者																					

<p>〔項を削る。〕</p>	<p>に表示することが できる。</p>	<p>ポイントの活字以上の 大きさの統一のとれた 文字で表示する。</p>
<p>レトルト パウチ食 品(植物 性たんぱく 食品 (ヨンビ ーフスター イル)を 除く。)</p>	<p>名称 原材料名 原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者</p>	<p>第八条各号(第三号を除く。)の規定によるほか、次に定めるところによる。 一 レトルトパウチ食品である旨は、容器包装の見やすい箇所に、J IS Z八三〇五に定めるハポイント(表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあつては、六ポイント)の活字以上の大さきの統一のとれた文字で表示する。</p>
<p>別記様式一の備考の規定によるほか、添加物を併記しないで表示する場合にあつては、原材料の事項の下に添加物の事項を表示する。</p>	<p>備考</p>	<p>第八条各号(第三号を除く。)の規定によるほか、次に定めるところによる。 一 レトルトパウチ食品である旨は、容器包装の見やすい箇所に、J IS Z八三〇五に定めるハポイント(表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあつては、六ポイント)の活字以上の大さきの統一のとれた文字で表示する。</p>

三 内容量(「○人前」)
い箇所に、容器包装の見やす
J I S Z八

一

調理方法は、容器包

装の見やすい箇所に、

J I S Z八三〇五に定

めるハポイント(表

示可能面積がおおむね百

五十平方センチメートル

以下のもとにあつて

は、六ポイント)の活

字以上の大さきの統一

のとれた文字で表示す

る。

<p>調理食品 缶詰及び 瓶詰</p> <p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>第八条各号（第三号を除く。）の規定による。</p> <p>〔号を削る。〕</p>	
<p>調理食品 缶詰及び 瓶詰</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>第八条各号（第三号を除く。）の規定による。</p>	
<p>次に定めるところによる。</p> <p>一 食肉の名称は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであつて、かつ、J I S Z八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさで表示する。</p>	<p>四 食肉等若しくはその加工品又は魚肉の含有率は、容器包装の見やすい箇所に、J I S Z八三〇五に規定する八ポイント（表示可能面積がおむね百五十平方センチメートル以下のもものにあつては、六ポイント）の活字以上の大字で表示する。</p>

別表第二十二（第九条関係）	食品	「略」	
	表示禁止事項		「号を削る。」

別表第二十二（第九条関係）	食品	「同上」	
	表示禁止事項		<p>二　さの統一のとれた文字で表示する。</p> <p>「骨付」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであつて、かつ、J I S Z八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。</p> <p>三　對する食肉、臓器、可食部分及び家きん卵並びにそれらの加工品の重量の割合は、商品名の表示された箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一商所の五に定める九ポイントの活字以上の大さきの統一のとれた文字で表す。</p>

「同上」	ジャム類	即席めん 【略】	1 「特級」の用語と紛らわしい用語 2・3 【略】
	畜産物缶詰及 び畜産物瓶詰	マカロニ類 【同上】	1 かやくのうち特定のものを特に強調する用語。ただし、調理後の当該かやくの重量が調理後のめんの重量の二パーセント以上である場合は、この限りでない。 2 そば粉を使用しているものであって、そば粉の配合割合が三十パー セント未満のものにあっては、「そば」の用語 3 生タイプ即席めん以外のものにあつては、「生タイプ」の用語
語	1 食肉缶詰又は食肉瓶詰、コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰及びランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰であつて、食肉を二種類以上使用したものについて、特定の種類の食肉を特に強調する用語 2 その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰であつて、食肉、臓器及び可食部分並びにこれらの加工品を二種類以上使用したものについて、特定の食肉を特に強調する用語 3 「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用	原材料の一部の名称を他の原材料の名称に比べて特に表示する用語。ただし、製品百グラム当たり当該原材料の固形分が、卵にあつては四グラム以上、野菜にあつては三グラム以上含まれている場合は、この限りでない。	1 かやくのうち特定のものを特に強調する用語。ただし、調理後の当該かやくの重量が調理後のめんの重量の二パーセント以上である場合は、この限りでない。 2 そば粉を使用しているものであつて、そば粉の配合割合が三十パー セント未満のものにあつては、「そば」の用語 3 生タイプ即席めん以外のものにあつては、「生タイプ」の用語

「項を削る。」

「項を削る。」	「略」	
---------	-----	--

魚肉
ソーセー
ジ
及
ハム
ソーセー
魚肉
ハム及
び

うに加工品	「同上」	1 別表第三に掲げる「骨付きハム」、「ボンレスハム」、「ロースハム」、「ショルダーハム」、「ベリーハム」、「ラツクスハム」、「プレスハム」、「混合プレスハム」、「ソーセージ」、「クックドソーセージ」、「加圧加熱ソーセージ」、「セミドライソーセージ」、「ドライソーセージ」、「無塩漬(せき)ソーセージ」、「ボロニアソーセージ」、「フランクフルトソーセージ」、「ワインナーソーセージ」、「リオナソーセージ」、「レバーソーセージ」、「レバーペースト」若しくは「混合ソーセージ」の用語又はこれらの用語と紛らわしい用語
2 塩うにを、当該塩うにを製造した直後に瓶に入れ、これにエチアルコールを加え又は加えないで瓶詰にしたもの以外のものに表示する「磯詰め」その他これらに紛らわしい用語	2 原材料の一部の名称を、他の原材料の名称に比べて特に表示する用語（当該原材料の一部の名称を表示する用語に、当該原材料の一部の含有率をパーセントの単位で、同程度の大きさで付してあるものを除く。）	1 別表第三に掲げる「骨付きハム」、「ボンレスハム」、「ロースハム」、「ショルダーハム」、「ベリーハム」、「ラツクスハム」、「プレスハム」、「混合プレスハム」、「ソーセージ」、「クックドソーセージ」、「加圧加熱ソーセージ」、「セミドライソーセージ」、「ドライソーセージ」、「無塩漬(せき)ソーセージ」、「ボロニアソーセージ」、「フランクフルトソーセージ」、「ワインナーソーセージ」、「リオナソーセージ」、「レバーソーセージ」、「レバーペースト」若しくは「混合ソーセージ」の用語又はこれらの用語と紛らわしい用語

〔項を削る。〕

「略」	みそ	塩蔵わかめ	乾燥わかめ	
		2 1 「新鮮」その他新しさを示す用語	1 「項を削る。」	〔項を削る。〕
	「1～3 略」	「項を削る。」	「1・2 略」	〔項を削る。〕

うにあえもの

「同上」	みそ	塩蔵わかめ	乾燥わかめ	
	4 「1～3 同上」 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公序等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語	2 1 「本場」又は「特産」の用語（当該産地で採取されたわかめを当該産地で処理包装したものについて、産地名を表す用語とともに表示する場合の「本場」又は「特産」の用語を除く。） 4 「新鮮」その他新しさを示す用語 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公序が推奨しているかのように誤認させる用語	3 「1・2 同上」 「本場」又は「特産」の用語（当該産地で採取されたわかめを当該産地で処理包装したものについて、産地名を表す用語とともに表示する場合の「本場」又は「特産」の用語を除く。） 4 「新鮮」その他新しさを示す用語 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公序が推奨しているかのように誤認させる用語	2 1 「磯詰め」その他これと紛らわしい用語 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公序が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によつて製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

調理冷凍食品	(冷凍フライ	類、冷凍しゅ	うまい、冷凍	ぎょうざ、冷	凍春巻、冷凍	ハンバーグス	ミートボ	テーキ、冷凍	ル、冷凍フイ	ツシユハンバ	イツシユボ	ル、冷冻米飯	類及び冷冻め
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

1 冷凍コロッケ、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び冷凍春巻について、原材料の一部が他の原材料に比べて多く含まれているかのように誤認させる用語。ただし、次の一及び二に掲げるものにあつては、それぞれ次の一及び二に掲げる用語を除く。

2 冷凍コロッケ、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ又は冷凍春巻

イ 使用した原材料のうちの一種又は二種以上上の名称が「コロッケ」、「しゅうまい」、「ぎょうざ」又は「春巻」の文字に冠して表示してあり、かつ、当該原材料の含有率がそれぞれ次の表に定める量以上である場合の当該原材料名

ロ 使用した原材料の含有率が次の表に定める量未満であり、かつ、その含有率が表示されている場合であつて、使用した原材料のうちの一種又は二種以上を含むものである旨が商品名に併せて表示してある場合の当該原材料名

- 3
2
1
ハ 「カレー」の用語
- 二 冷凍コロッケ
ばれいしょ、さつまいも及びかぼちゃをあえ材料に使用した場合の当該原材料名
乳、乳製品等の配合割合から算出した乳脂肪含有率が一・四パーセントに満たない場合の「クリームコロッケ」の用語
- 3 冷凍ハンバーグステーキ又は冷凍ミートボーリーで食肉並びに臓器及び可食部分を二種類以上使用したものについて、食肉のうちの特定の種類を特に強調する用語及び冷凍フィッシュハンバーグ又は冷凍フィッシュボールで原料魚肉を

二種類以上使用したものについて、魚肉のうちの特定の種類を特に強調する用語（それぞれ、当該特定原材料の含有率を表示し、かつ、それを含むものである旨を表示する場合の用語を除く。）

4 冷凍ハンバーグステーキ若しくは冷凍ミートボールで魚肉、臓器及び可食部分、肉様植たん等を使用したものの又は冷凍フィッシュボールで食肉、臓器及び可食部分、肉様植たん等を使用したものに
グ若しくは冷凍フィッシュボールで食肉、臓器及び可食部分、肉様植たん等を使用したものについて、原材料の全てが食肉又は魚肉であるかのように誤認させる用語

5 冷凍コロッケ、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び冷凍春巻以外のものについて、「かに」の用語（かにの含有率を表示した場合を除く。）

6

冷凍米飯類について、「五目」の用語（真の含有率が八パー セント以上であり、かつ、使用

した具の種類が五種類以上のものを除く。）

7

冷凍めん類について、めんにおけるそば粉の配合割合が三十パー セントに満たない場合の「そば」の用語又はこれと紛らわしい用語

名称	原材料名	含有率
冷凍コロッケ	えび	
鶏肉		
豚肉		
牛肉		
かに		

[項目を削る。]	
----------	--

「項を削る。」	「項を削る。」
---------	---------

チルドぎょう	ボール チルドミート	5 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によつて製造された製品（ソースを加えたものにあつては、ソースを含む。）であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。
原材料のうち特定のものを特に強調する用語。た	ボール チルドミート	<p>5 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によつて製造された製品（ソースを加えたものにあつては、ソースを含む。）であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。</p>

ざ類

名称	原材料名	あんに占める重量の割合	ようざ	チルドぎ	ゆうまい	卷チルド春	チルドば
だし、別表第十九のチルドぎようざ類の項の規定に従い、「魚肉」又は「野菜」の用語を表示する場合、あんに占める重量の割合が次の表に定める割合以上である原材料の名称を冠した商品名を用いる場合又は商品名を併せて、特定の原材料を含む旨及び当該原材料の重量の割合を表示する場合は、この限りでない。	牛食肉	牛食肉	牛食肉	牛食肉	牛食肉	牛食肉	牛食肉
三十五パーセント	三十五パーセント	三十五パーセント	三十五パーセント	三十五パーセント	三十五パーセント	三十五パーセント	三十五パーセント

レトルトパウチ食品（植物性たんぱく食品（コンビーフスタイル）を除く。）の様な植物を使用したものについて、原材料が食肉等又は魚肉であるかのように誤認させる用語。

「項を削る。」	「項を削る。」	
---------	---------	--

「同上」	炭酸飲料	調理食品缶詰 及び調理食品	和風汁物	は魚肉			し五パーセント
				食肉等又 は魚肉	野菜又は 果実	原材料及び添加物に し三パーセント	
			4 米飯類にあつては、使用した鶏肉又は牛肉の重量の原材料及び添加物の重量に占める割合がそれぞれ四パーセント又は六パーセント未満のものについて、鶏肉又は牛肉を含む旨の用語。ただし、当該原材料の重量の全ての原材料及び添加物の重量に占める割合を表示する場合は、この限りでない。	5 食肉等及びその加工品、魚肉並びに肉様植たん以外の原材料の一部を誇大に表示する用語	6 「純」、「純正」その他純粹であることを示す用語	7 「天然」、「自然」及び「完全」の用語	原材料及び添加物にし三パーセント
示す用語	「純正」、「ピュア」その他純粹であることを	「純正」、「ピュア」その他純粹であることを	1 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰であつて、食肉を二種類以上使用したものについて、特定の種類の食肉を特に強調する用語	2 カレー缶詰又はカレー瓶詰、シチュー缶詰又はシチュー瓶詰及びその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であつて、原材料の一部の名称（含有率をパーセントの単位で、当該名称の表示の文字と同程度の大きさで付してある名称及び使用した食肉の種類が同一種類である場合の当該同一種類の食肉の名称を除く。）を他の原材料の名称に比べて特に強調する用語	はシチュー瓶詰及びその他の調理食品缶詰又はシチュー瓶詰及びその他の調理食品瓶詰であつて、原材料の一部の名称（含有率をパーセントの単位で、当該名称の表示の文字と同程度の大きさで付してある名称及び使用した食肉の種類が同一種類である場合の当該同一種類の食肉の名称を除く。）を他の原材料の名称に比べて特に強調する用語	はシチュー瓶詰及びその他の調理食品缶詰又はシチュー瓶詰及びその他の調理食品瓶詰であつて、原材料の一部の名称（含有率をパーセントの単位で、当該名称の表示の文字と同程度の大きさで付してある名称及び使用した食肉の種類が同一種類である場合の当該同一種類の食肉の名称を除く。）を他の原材料の名称に比べて特に強調する用語	し三パーセント

卵 鶏の殻付き	[同上]	食肉（鳥獸）の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。以下この項において同じ。」	添加物	[同上]	ナ、バ ヤ、バ シ、バ ロ、マ ルメ モモ及 びりんご
添加物	[同上]		[同上]	[同上]	用されている名称を有する添加物については、その名称をもつて、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもつて、これに代えることができる。
					2 [同上]
栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキヤリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる表示を、他の添加物を含む食					

				品にあつては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもつて、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもつて、これに代えることができる。
	「同上」			
		「同上」		
			添 加 物	
切り身にし たふぐ、ふ ぐの精巣及 びふぐの皮 であつて、	「同上」			むき身にし た魚介類へ 生かき及び ふぐを除 く。) であ つて、生食 用のものへ 凍結させた ものを除 く。)
添 加 物	「同上」			
栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキヤリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもつて、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもつて、これに代えることができる。	「同上」			
栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキヤリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあつては当該添加	「同上」			

生かき	冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを凍結させたもの）		添加物	〔同上〕	物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添物にあつては、その名称をもつて、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもつて、これに代えることができる。
	〔同上〕	〔同上〕			
添加物	〔同上〕	〔同上〕	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキヤリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添物にあつては、その名称をもつて、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもつて、これに代えることができる。		物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添物にあつては、その名称をもつて、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもつて、これに代えることができる。

備考

表中の「」の記載は注記である。

〔略〕

げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもつて、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもつて、これに代えることができる。

〔同上〕

物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもつて、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもつて、これに代えることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、食品表示基準別表第三調理冷凍食品の項の改正規定並びに別表第四、別表第十九、別表第二十及び別表第二十二調理冷凍食品（冷凍フライ類、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ、冷凍春巻、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フイッシュハーブ、冷凍フイッシュユーポール、冷凍米飯類及び冷凍めん類に限る。）の項の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和十二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の表示（この府令による改正に係る部分に限る。）については、この府令による改正後の食品表示基準第三条、別表第三、別表第四、別表第五、別表第十九、別表第二十、別表第二十二及び別表第二十四の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 令和十年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）

及び同日までに販売される業務用加工食品の表示（この府令による改正に係る部分に限る。）について
は、この府令による改正後の食品表示基準別表第十及び別表第十一の規定にかかわらず、なお従前の例に
よることができる。